

知財動向と特許庁施策

特許庁



1

数字で見る知財動向

2

特許庁の施策

(1)審査・審判

① 特許審査に関する施策

② 意匠審査に関する施策

③ 商標審査に関する施策

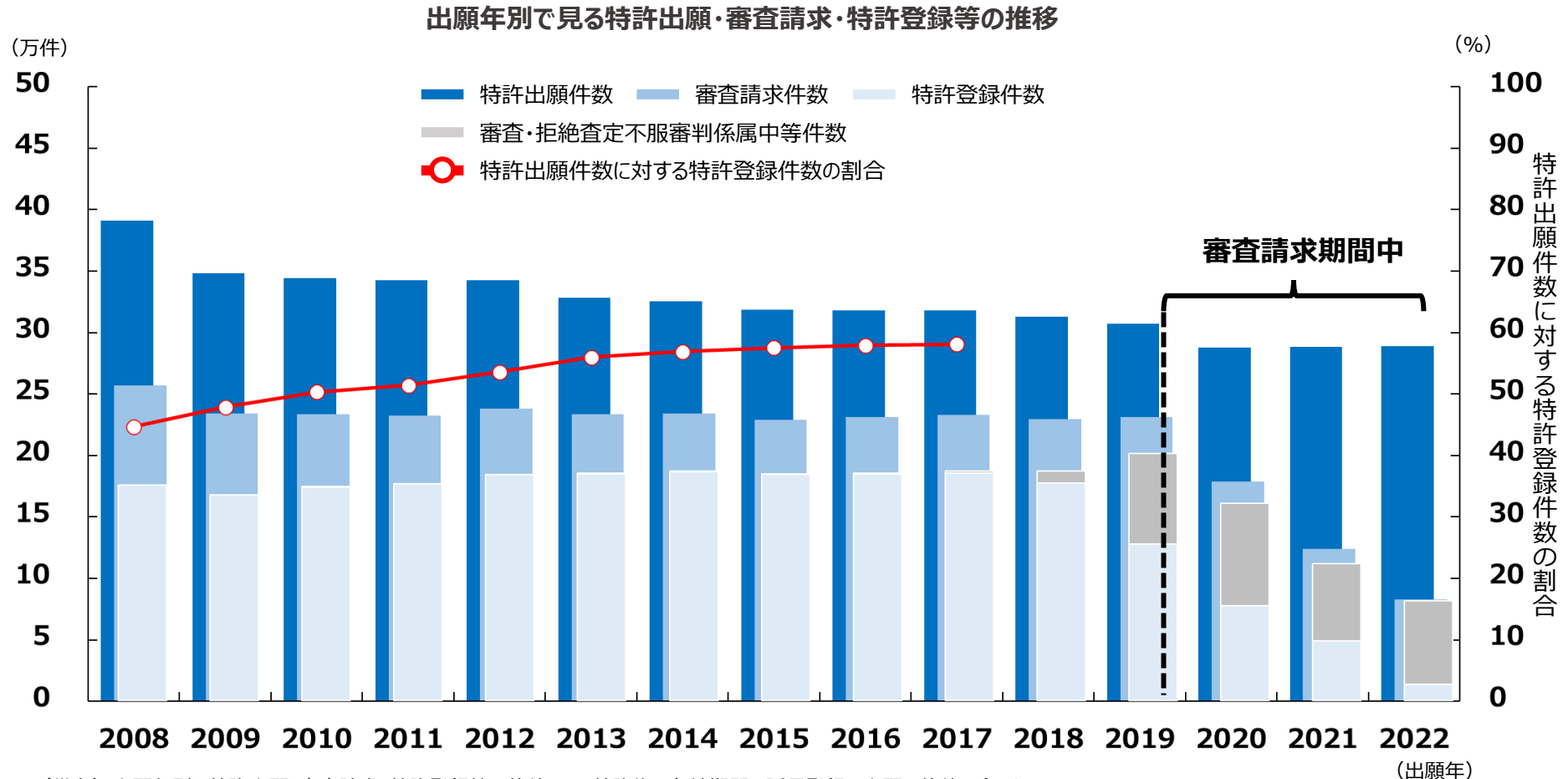
④ 審判に関する施策

(2)国際的取組

(3)中小・スタートアップ・大学支援

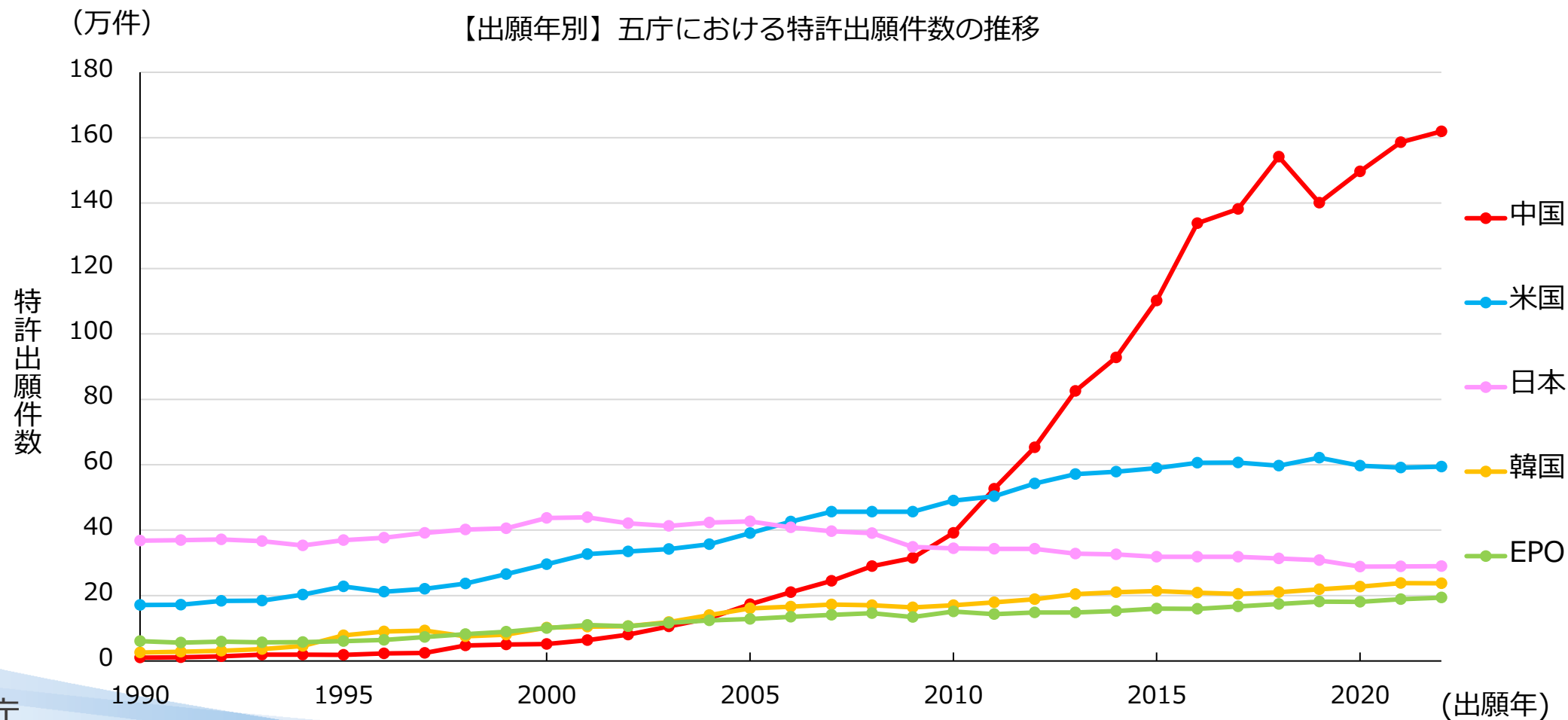
特許出願件数等の推移

- 特許出願件数は2020年以降横ばいで推移。
- 日本の特許登録件数は17万件前後で推移。
- 特許出願件数に対する特許登録件数の割合は増加傾向。



五庁の特許出願件数の長期推移

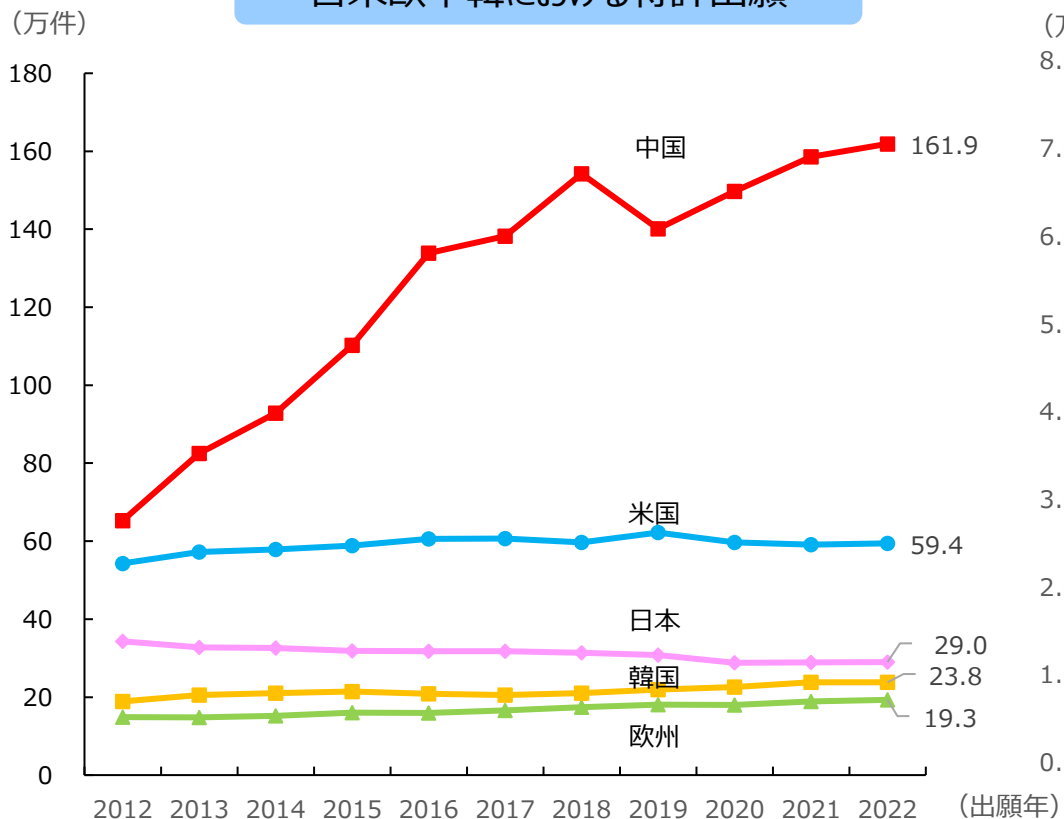
- 中国の出願件数は2000年代に入って急増、米国は1990年頃から増加傾向で推移。
- 日本は2000年代に入って減少傾向に転じている。韓国、EPOは、1999年頃から微増傾向で推移。



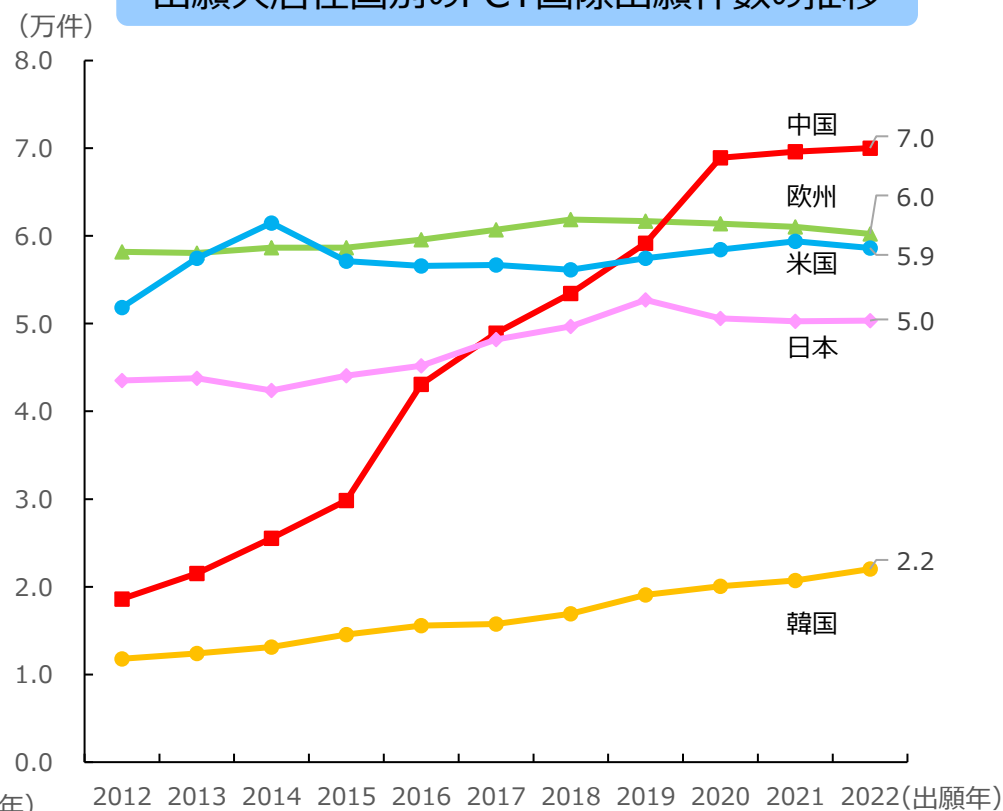
五庁の特許出願件数・PCT出願件数の推移

- 中国における特許出願件数とPCT出願件数は大きく増加し、特許出願件数については米国・日本が続く。
- 日本のPCT国際出願件数は、5万件程度の高い水準を維持。

日米欧中韓における特許出願



出願人居住国別のPCT国際出願件数の推移

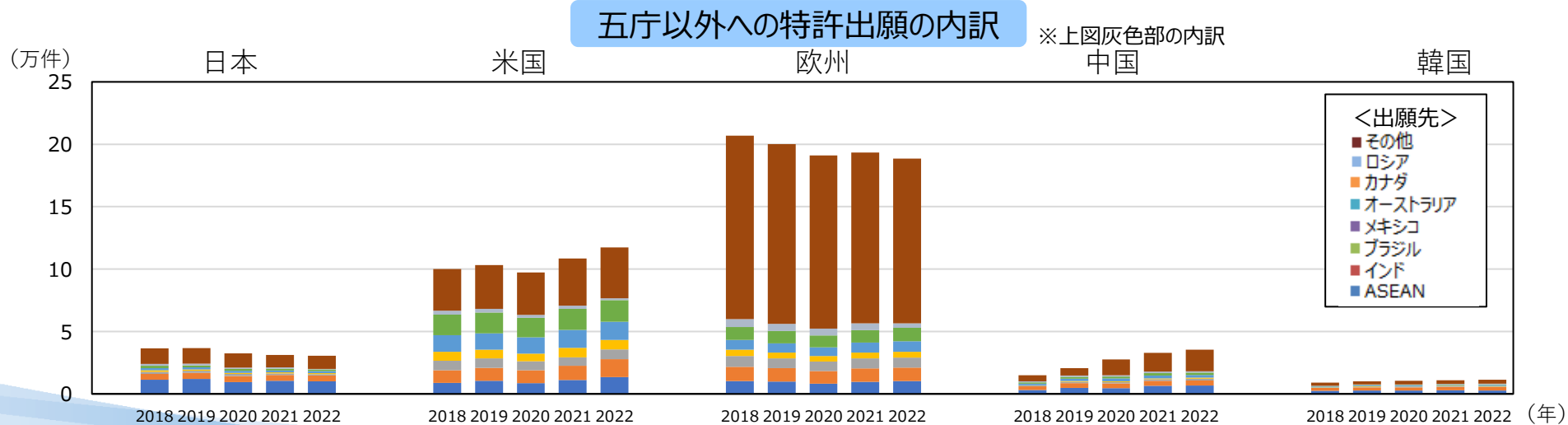
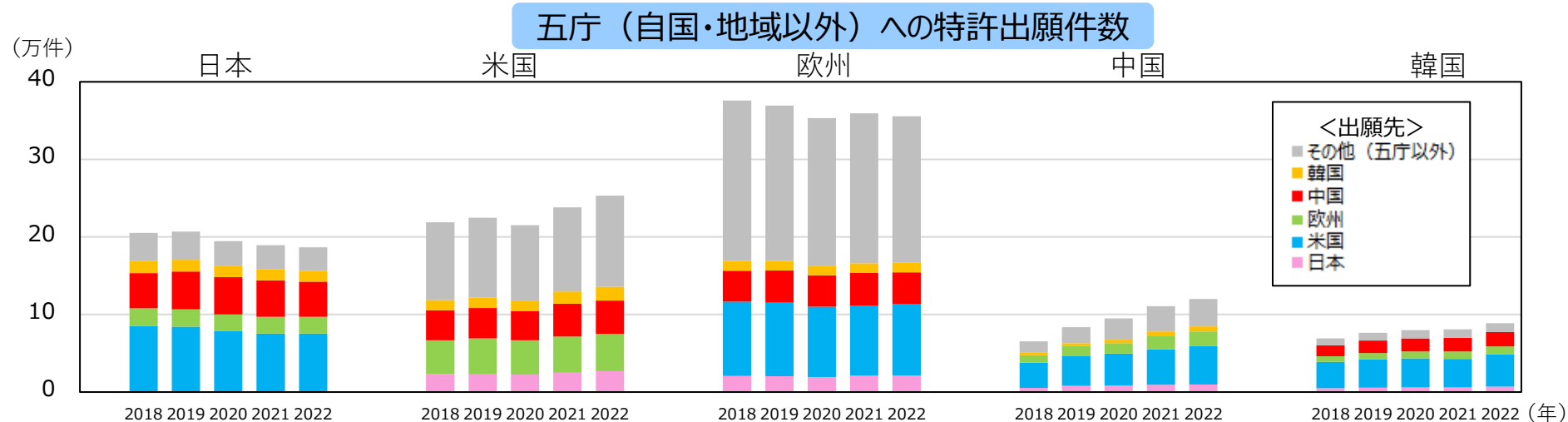


(出典) 日本 特許庁年次報告書2023年版 第2部第1章1.
 米国 USPTO提供資料 (2018-2021, 2022年暫定値)
 欧州 EPOウェブサイトPatent Index 2022 (European patent applications)
 中国 CNIPAウェブサイト及びCNIPA Annual Report (2022年暫定値)
 韓国 KIPOウェブサイト及び韓国提供資料 (2022年暫定値)

(出典) WIPO IP Statistics Data Center

海外への特許出願の動向

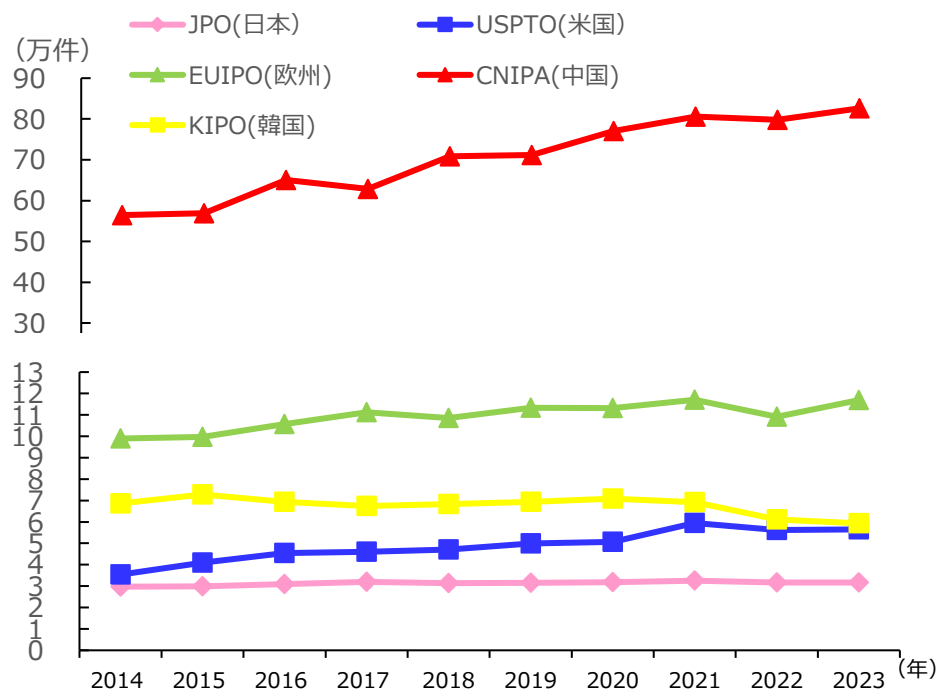
- 日本から海外への特許出願件数は、近年、20万件前後で推移。
- 欧米と比較すると、日本から日米欧中韓（五庁）以外への特許出願は少ない。



意匠登録出願動向

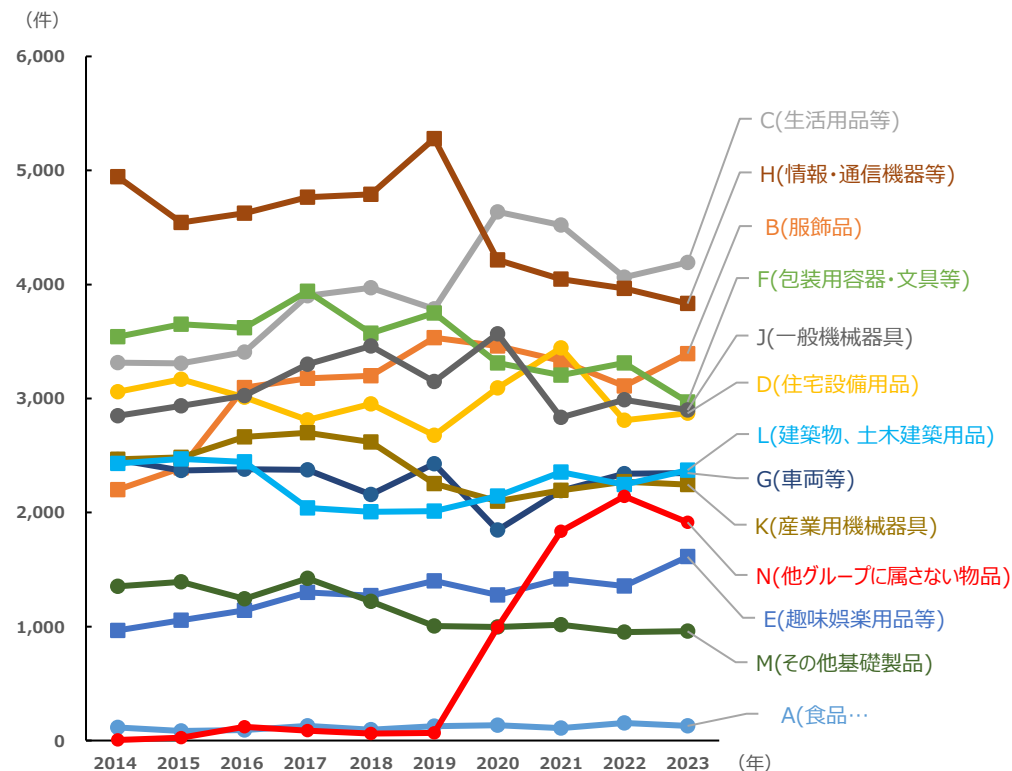
- 日本における意匠登録出願件数は、2010年以降3万件前後で推移。
- 分野別では近年、特に画像(N)の増加が顕著。
- また、2020年以降、コロナ関連物品を含む生活用品など(C)や住宅設備用品(D)が増加したが、徐々に2019年以前の水準に戻りつつある。

日米欧中韓における意匠登録出願



(出典) WIPO IP Statistics Data Center及び各国提供データを基に特許庁作成

我が国への分野別意匠登録出願件数の推移



(備考) ハーグ出願は、当該年に国際公表された国際登録意匠数をカウント
(出典) 「特許行政年次報告書2024年版」を元に、意匠課作成

意匠の国際登録制度の利用状況

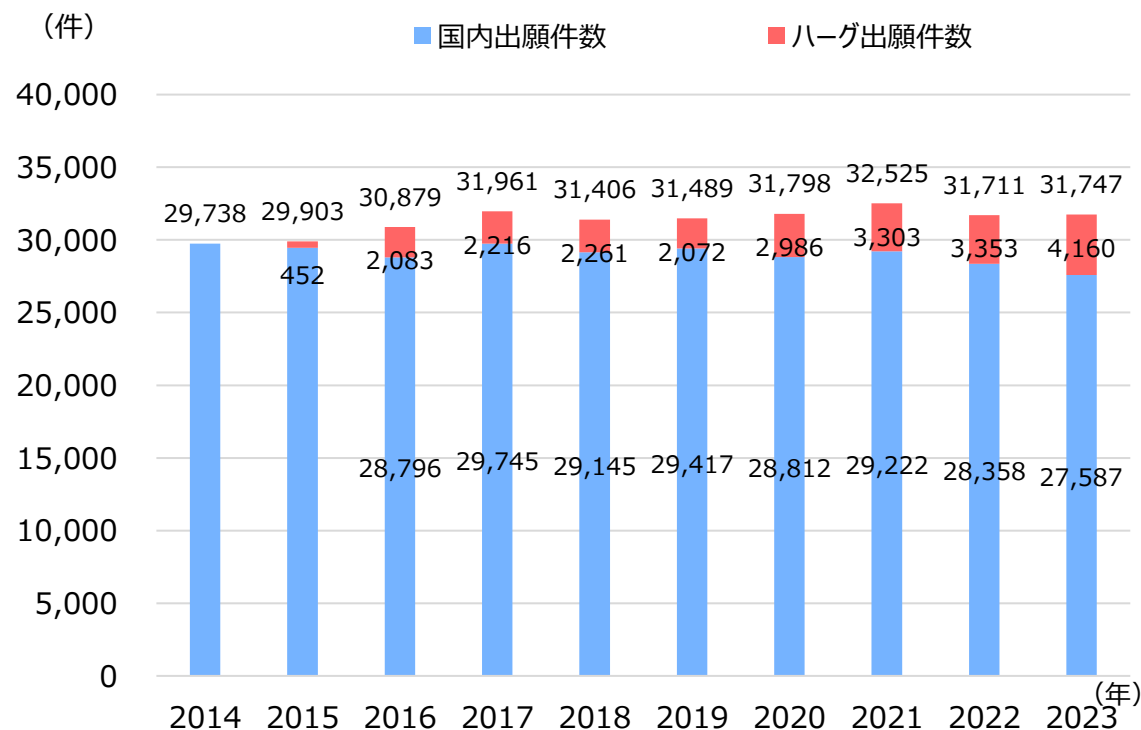
- 我が国と米国のハーグ協定への同時加入（2015年）や中国の加入（2022年）により、意匠の国際登録制度（※）の利用が活発化している。
- 我が国への国際意匠出願件数は、増加傾向にあり、2023年は約4,200件（意匠出願全体の13%）。

※ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録制度。WIPO国際事務局への1つの出願で、複数国（締約国）に同時に出願した場合と同様の効果が得られ、各国への個別の出願に比べ、手続の簡素化や経費の削減をはかることが可能。

ハーグ協定に基づく意匠の国際出願動向



我が国への意匠の出願動向

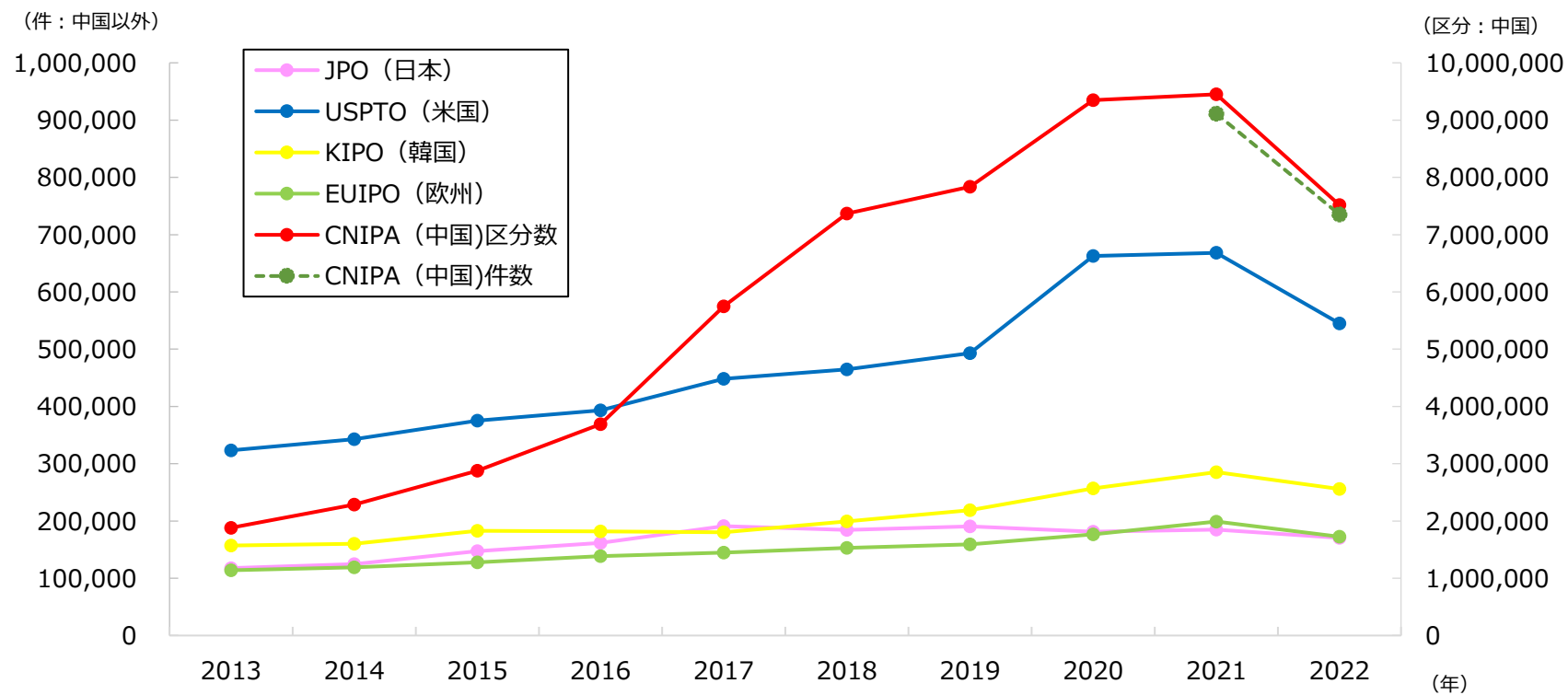


※ハーグ出願は、当該年に国際公表された国際登録意匠数をカウント
※「特許庁ステータスレポート 2024」を元に、意匠課作成

商標出願の動向

➤ 日米欧中韓ごとに申請件数の増減幅には差があるものの、概ね同様の傾向で推移。

日米欧中韓における商標出願件数の推移



出典：

日本…特許庁調べ

中国…中国商標戦略年度発展報告（～2017年）及びTM5におけるReport for Common Statistical Indicators（2018年～）を基に特許庁作成

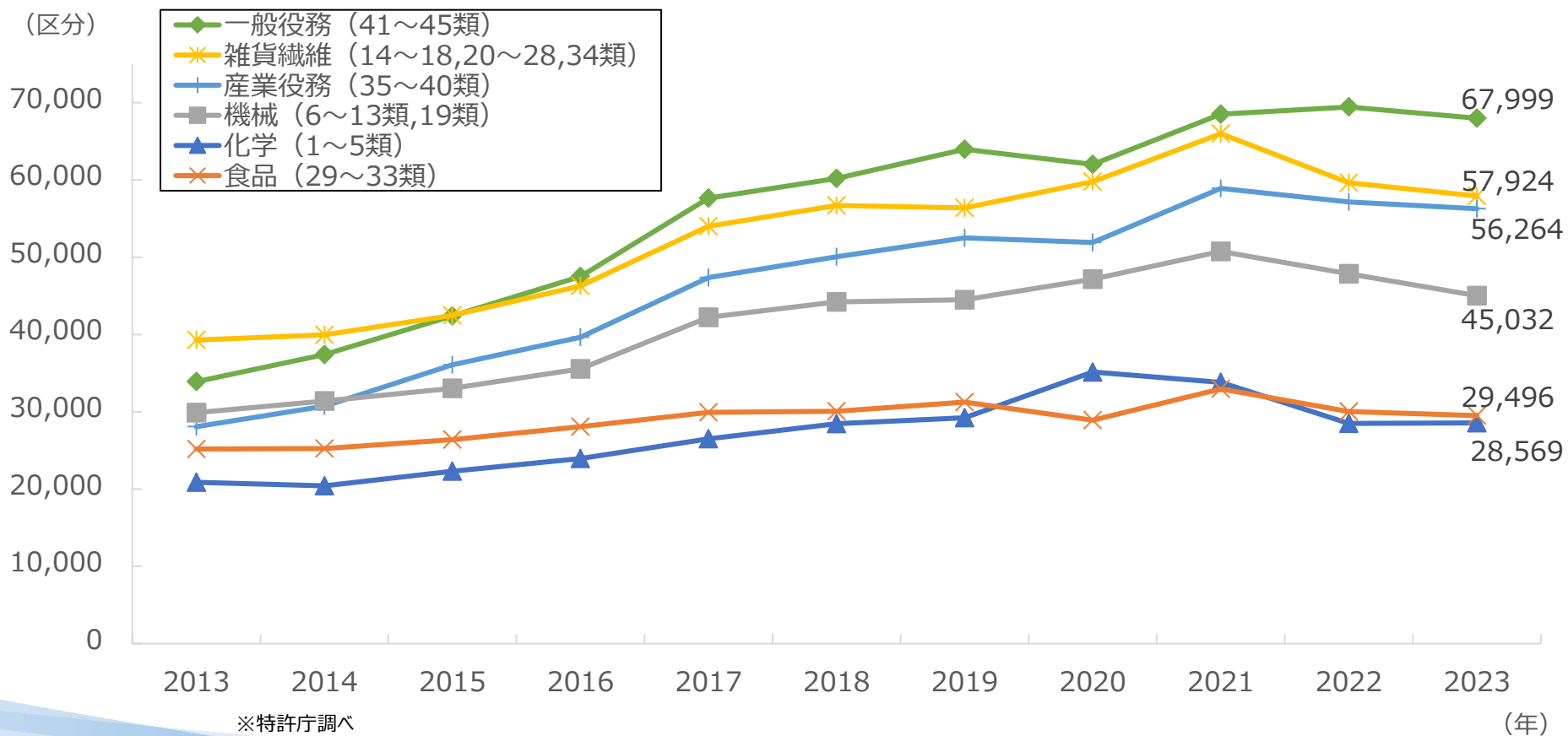
その他…WIPO統計

※CNIPAは出願件数での公表をしていない年もあるため、グラフは出願区分数と出願件数を併記し、CNIPAの出願区分数は右軸で示す。

商標出願の動向

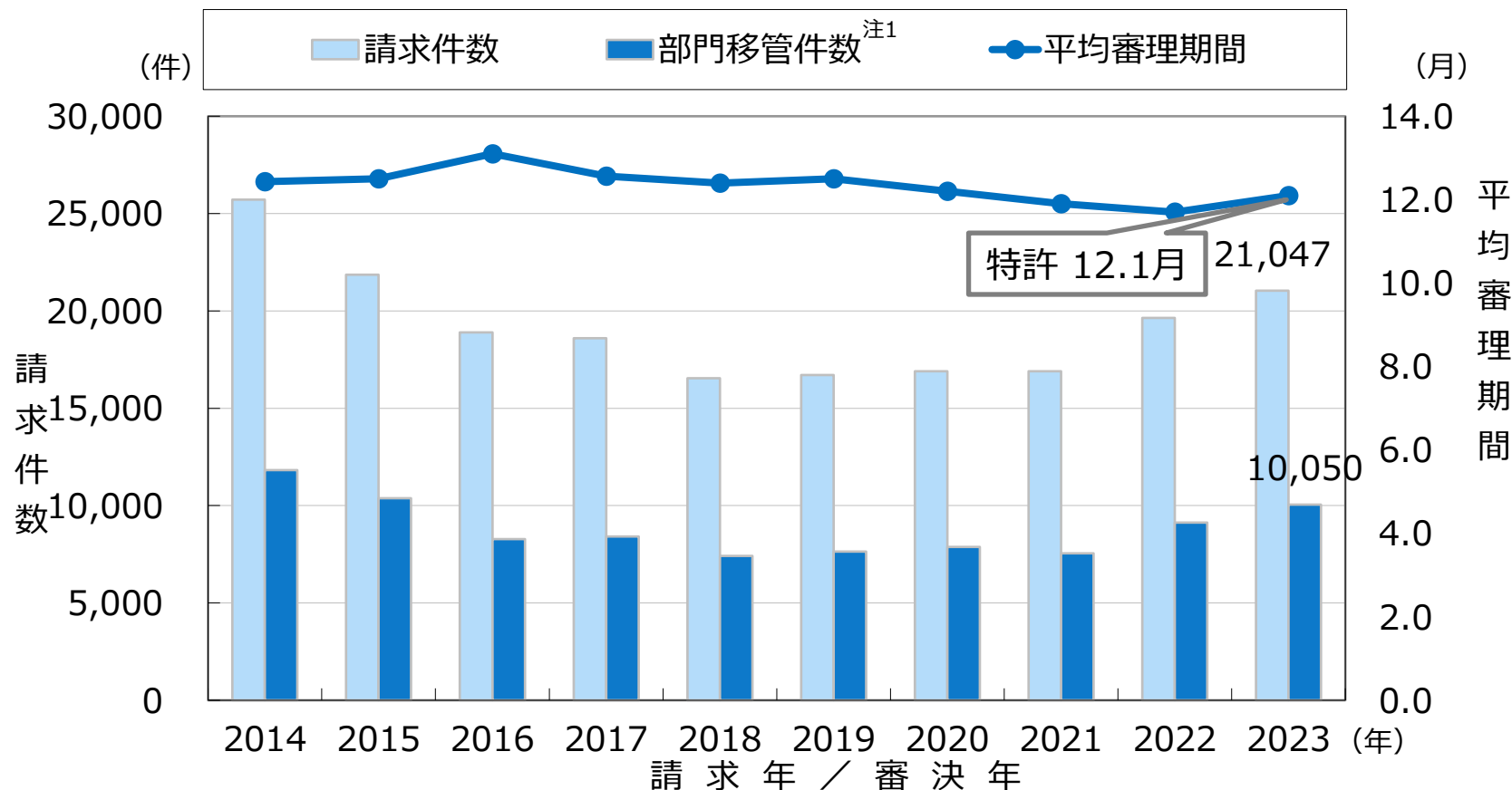
➤ 2023年は、化学を除く産業分野において前年比で出願が減少したものの、依然として高い水準で推移。

産業分野別出願区分数の推移



拒絶査定不服審判 請求件数と審理期間の動向（特許）

- 特許の請求件数は、近年横ばいであったが、2023年は7.1%増加して、約2.1万件。
- 2023年の平均審理期間は^{注2}、特許が12.1か月。



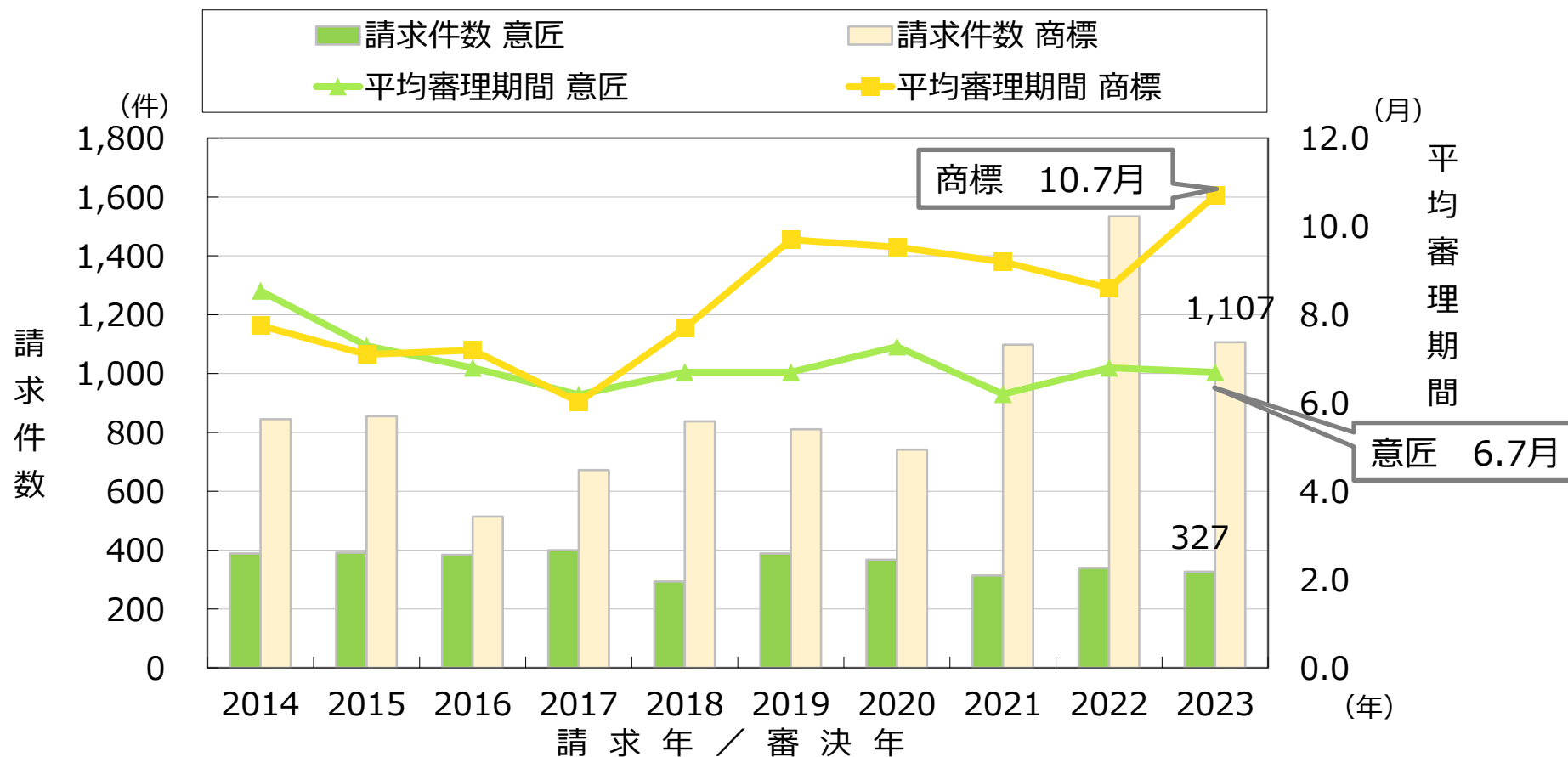
注1：部門移管件数：前置審査を経て審判部に移管された事件

注2：平均審理期間：審判請求日（※）から、審決の発送日、取下げ・放棄の確定日又は却下の発送日までの期間の平均

（※）前置審査に係る事件については審理可能となった日（部門移管日）

拒絶査定不服審判 請求件数と審理期間の動向（意匠・商標）

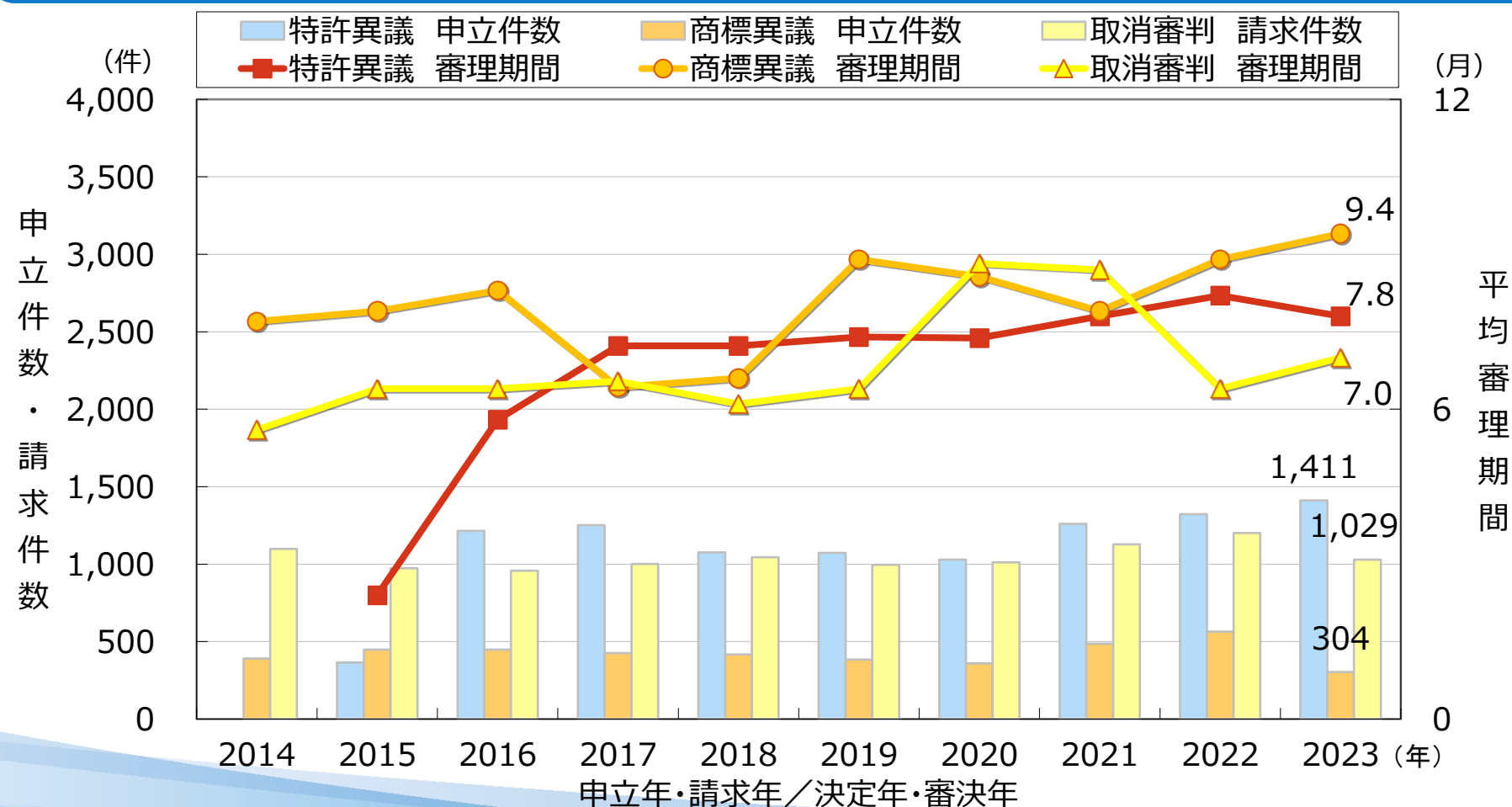
- 意匠の請求件数は、変動はあるが、2023年は約330件。
- 商標の請求件数は、近年増加傾向で、2023年は約1,100件。
- 2023年の平均審理期間は、意匠が6.7か月、商標が10.7か月。



注：平均審理期間：審判請求日から、審決の発送日、取下げ・放棄の確定日又は却下の発送日までの期間の暦年平均

異議申立て・取消審判 申立て・審判請求・審理期間の動向

- 特許異議申立ての申立件数は、約1,000件程度で推移していたが、2023年は1,411件に増加。
- 商標異議申立ての申立件数及び取消審判の請求件数は2021～2022年に増加したが、2023年は商標異議が304件、取消審判が1,029件と2020年の件数と同程度に落ち着いた。
- 2023年の平均審理期間は、特許異議が7.8か月、商標異議が9.4か月、取消審判が7.0か月。



1

数字で見る知財動向

2

特許庁の施策

(1)審査・審判

① 特許審査に関する施策

② 意匠審査に関する施策

③ 商標審査に関する施策

④ 審判に関する施策

(2)国際的取組

(3)中小・スタートアップ・大学支援

世界最速の審査

早期審査

- ・特許庁に対する手続は無料
- ・以下の出願が対象

- ① 実施関連出願
- ② 外国関連出願
- ③ 中小企業、個人、大学等の出願 等

※「早期審査に関する事情説明書」の提出が必要

実績 (2023年)

- ・ 20,829件
- ・ 2.2月（一次審査通知までの平均期間）
- ・ 5.0月（権利化までの平均期間）

ユーザーの声



- ・ 事業展開が早い分野で、早期の権利化は商談に有利になる。
- ・ ライフサイクルの短い分野で、早期審査を活用している。

スーパー早期審査

- ・特許庁に対する手続は無料
- ・①、②の両方を満たす出願が対象

- ① 実施関連出願
かつ
- ② 外国関連出願

※「早期審査に関する事情説明書」の提出が必要

実績 (2023年)

- ・ 1,224件
- ・ 0.8月（一次審査通知までの平均期間）
- ・ 2.5月（権利化までの平均期間）

ユーザーの声



上市する前にスーパー早期審査等を活用して特許網を構築するようにしている。

品質管理の三本柱と様々な取組

品質管理の三本柱

質の保証

審査の質の維持・向上のための取組

質の検証

審査の質の把握のための取組

品質管理に対する外部評価

品質管理の取組の一例（協議）

管理職や他分野の審査官などの意見交換・知識共有を通じて、分野を越えた判断の均質化、審査官の能力の向上を図る（2023年度は約2.4万件実施）。

意見交換・知識共有



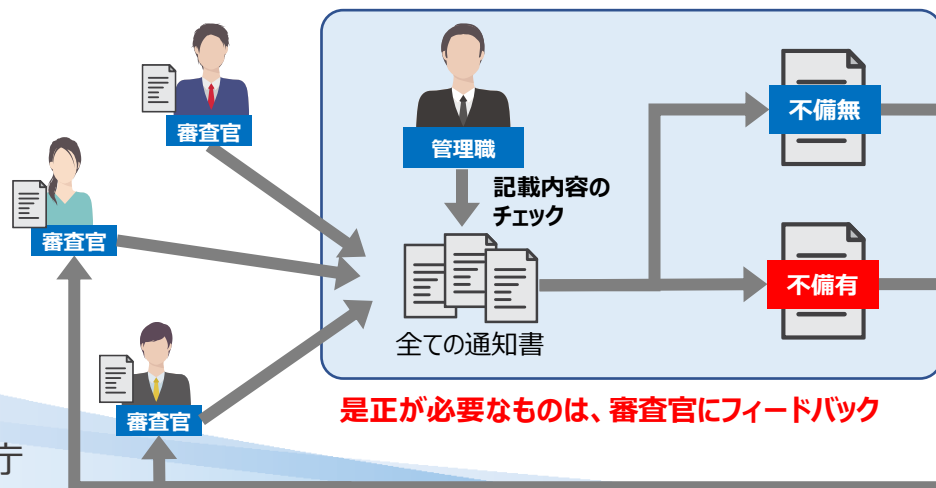
担当
審査官

協議者
(管理職)

協議者
(審査官)

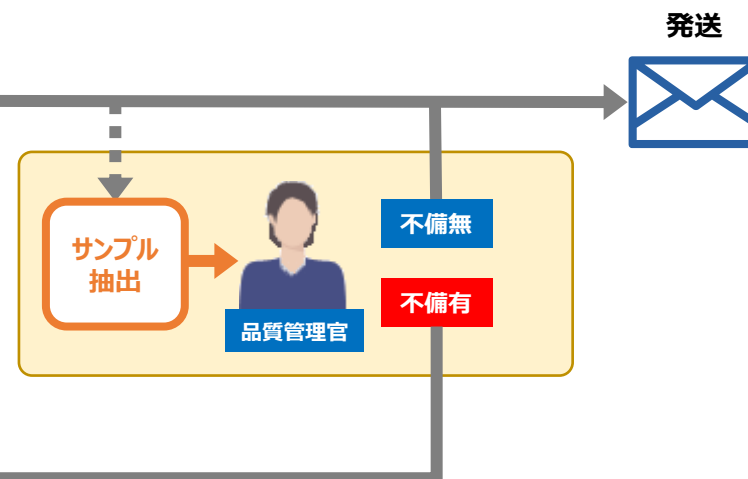
品質管理の取組の一例（管理職によるチェック）

審査官が作成した通知書の確認などを通じた管理職による審査の実体的及び形式的チェック



品質管理の取組の一例（品質監査）

サンプル抽出した案件について、品質管理官が改めてサーチなどを行い、審査の妥当性をチェック



質の検証 [ユーザー評価調査]

■ 特許審査の質についてのユーザー評価調査

- ユーザーの声を把握し、品質管理施策に反映させるため、特許審査の質についてのユーザー評価調査を、2012年度から毎年実施（[特許庁HP](#)にて公表）
- 国内出願における特許審査やPCT出願における国際調査などを対象に、前年度の審査の質に関し、全体及び個別の評価項目について5段階（満足・比較的満足・普通・比較的不満・不満）でユーザーが評価

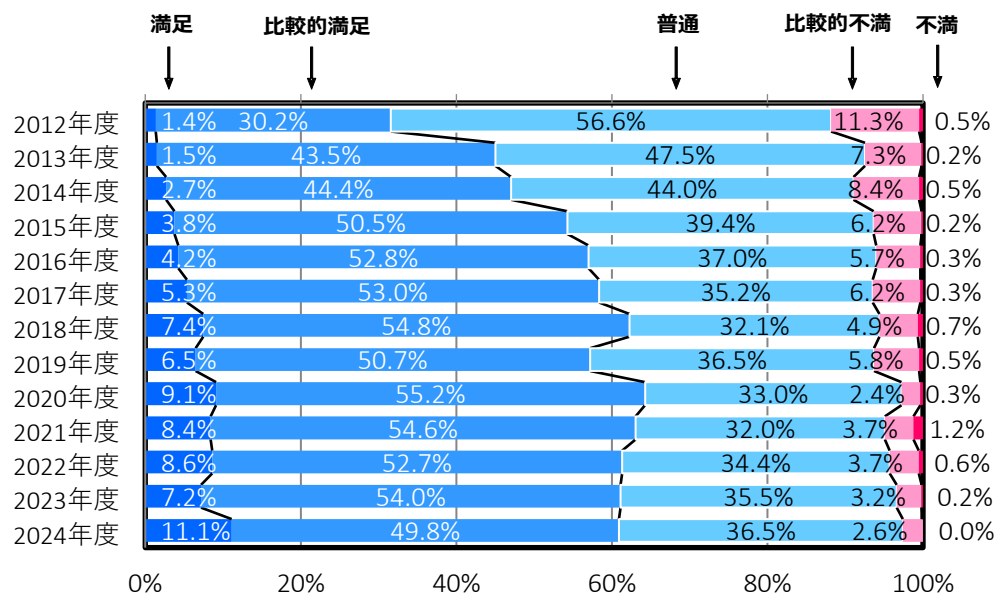


図1. 国内出願における特許審査全般の質についての評価
（全体評価）

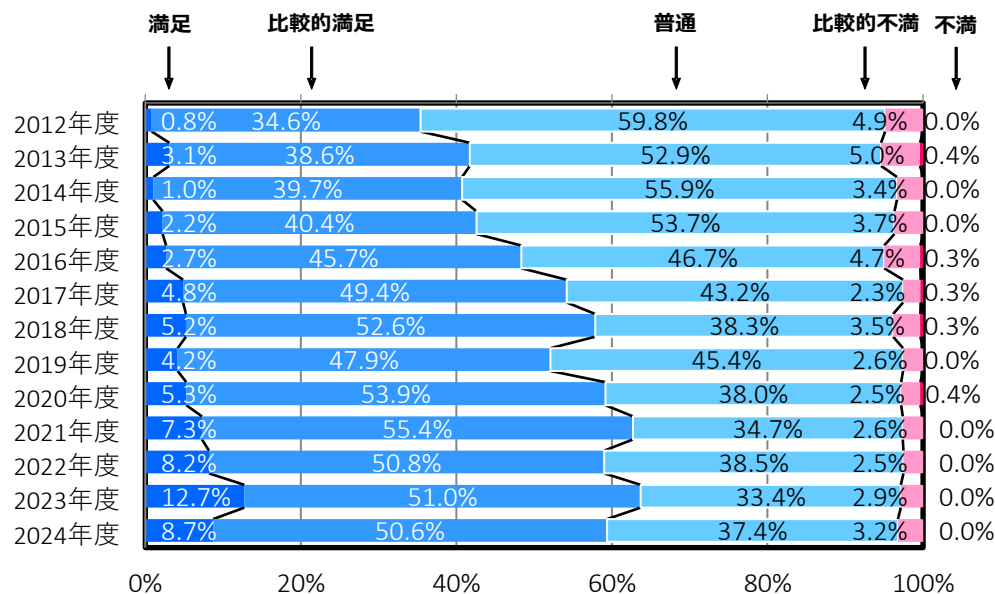


図2. PCT出願における国際調査など全般の質についての評価
（全体評価）

審査官とのコミュニケーション

面接

- 審査官と直接対話して意思疎通を円滑化。
- 審査請求（特）／出願（意・商）から審査手続き終了までいつでも要請可能（無料）。
- 出願人は、電子メールにより補正案等を送付することが可能。
- 1件の案件から、ご希望日程に柔軟に対応。
- 面接要請があった場合、審査官は原則全件面接を受諾。

※面接の他、出願人は電話等による対応の依頼が可能。



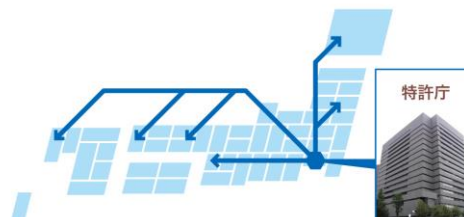
オンライン面接

- 出願人所有のパソコン等から、インターネット回線でオンライン面接審査への参加が可能。
（「Microsoft Teams」使用可）



出張面接（特・意のみ）

- 希望に応じて、出願人が使用する場所での面接も可能。
- 工場見学も実施することで、説明がより効果的に。
- INPIT-KANSAIに面接室を設置。



実績（2023年）	特許	意匠	商標
面接件数	2,095	118	42
（うちオンライン）	1,073	29	12
（うち出張）	125	5	-
電話等応対件数	19,812	2,015	5,098

ユーザーの声



- ・ 他社製品との差異の重要性を審査官に伝えられた。
- ・ 審査官の意図を把握しやすい。

事業戦略対応まとめ審査

事業戦略対応まとめ審査

- 事業に関連する複数の出願について分野横断的にまとめて審査を受けることが可能（申請は、2件の出願から可能）。
- 出願人の望むタイミングでの権利化を支援。
- 特許に加え、意匠・商標の出願もまとめて申請可能。

（例） 電気自動車

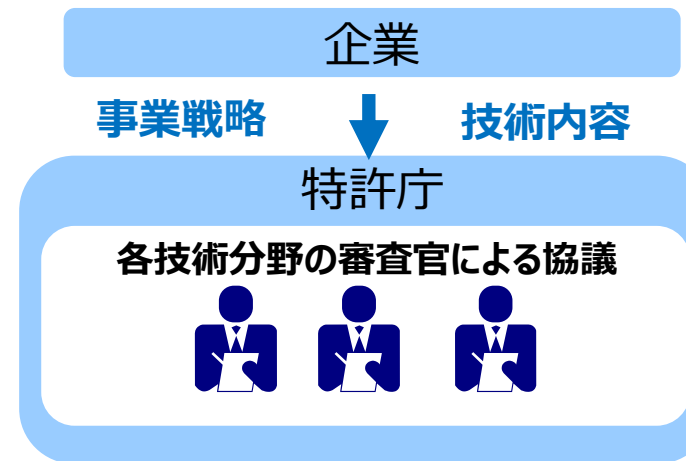


ユーザーの声

- 強く広い特許ポートフォリオを迅速かつ効率的に構築できた。
- 意図するタイミングで関連する特許群を権利化できた。

実績（2023年）

- 23件の申請
- 248件の特許出願



JPOの審査手法

JPOの品質管理



五庁会合

fiveIPoffices

European Patent Office /// Japan Patent Office ///
Korean Intellectual Property Office /// State Intellectual
Property Office of the People's Republic of China ///
United States Patent and Trademark Office

PCT国際機関会合



各国・地域の特許庁

- 審査官派遣／受入
- 品質管理の実務者派遣／受入
- 案件を利用した共同分析
- 新興国審査官向けの研修

など

標準必須特許への取組(標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き)

- ライセンス交渉の円滑化や紛争解決の迅速化のため、標準必須特許に不慣れな当事者にもわかりやすく的確な情報を提供すべく、**2018年6月に「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」を公表。**
- 2018年以降の各国の裁判例の蓄積や異業種間での紛争の表面化、政府機関の動向などを踏まえて、**2022年6月に「手引き」改訂版を公表。**
- **“生きた”手引きであり続けるよう、開かれた、透明性の高い手続で、随時見直し。**

I. 手引きの目的

■ 内外の裁判例や実務などの動向を踏まえ、ライセンス交渉を巡る論点をできるだけ客観的に整理

- どう行動すれば、「誠実に交渉している」と認められやすいか説明
- 規範を設定しようとするものではなく、法的拘束力を持つものでもない
- FRAND宣言された特許が対象

II. ライセンス交渉の進め方

A. 誠実性

- 各交渉段階で特許権者と実施者のそれぞれがとるべき対応
- 不誠実な行為の具体例

B. 効率性

- 交渉の効率性に係る考慮要素
- サプライチェーンの中で誰がライセンス契約の締結主体となるべきか

III. ロイヤルティの算定方法

A. 合理的なロイヤルティ

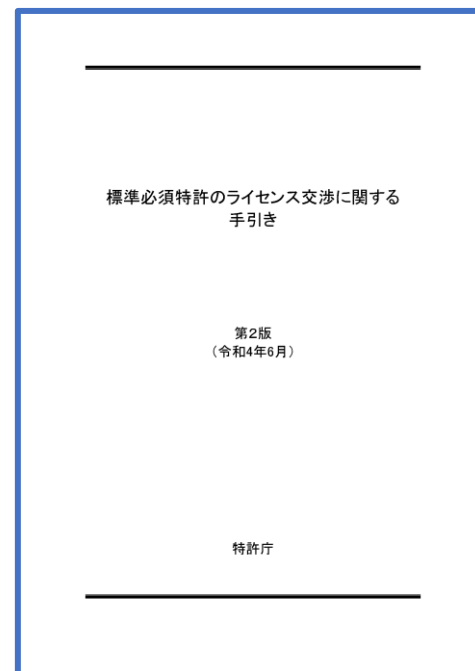
- 算定の基礎をどのように決定すべきか
- 料率をどのように決定すべきか

B. 非差別的なロイヤルティ

- 用途に応じてライセンスの料率や額を変えることは差別的か

C. その他の考慮要素

- ロイヤルティの支払い方法



https://www.jpo.go.jp/support/general/se_p_portal/index.html

1

数字で見る知財動向

2

特許庁の施策

(1)審査・審判

- ① 特許審査に関する施策
- ② 意匠審査に関する施策
- ③ 商標審査に関する施策
- ④ 審判に関する施策

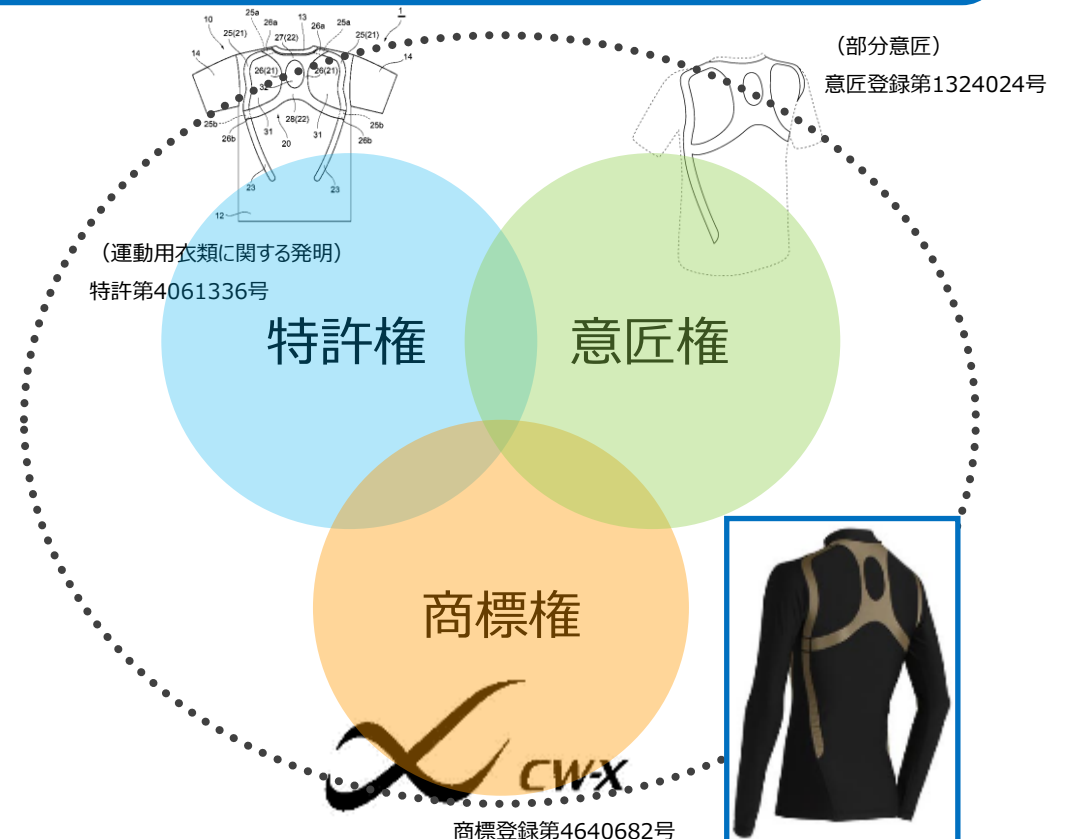
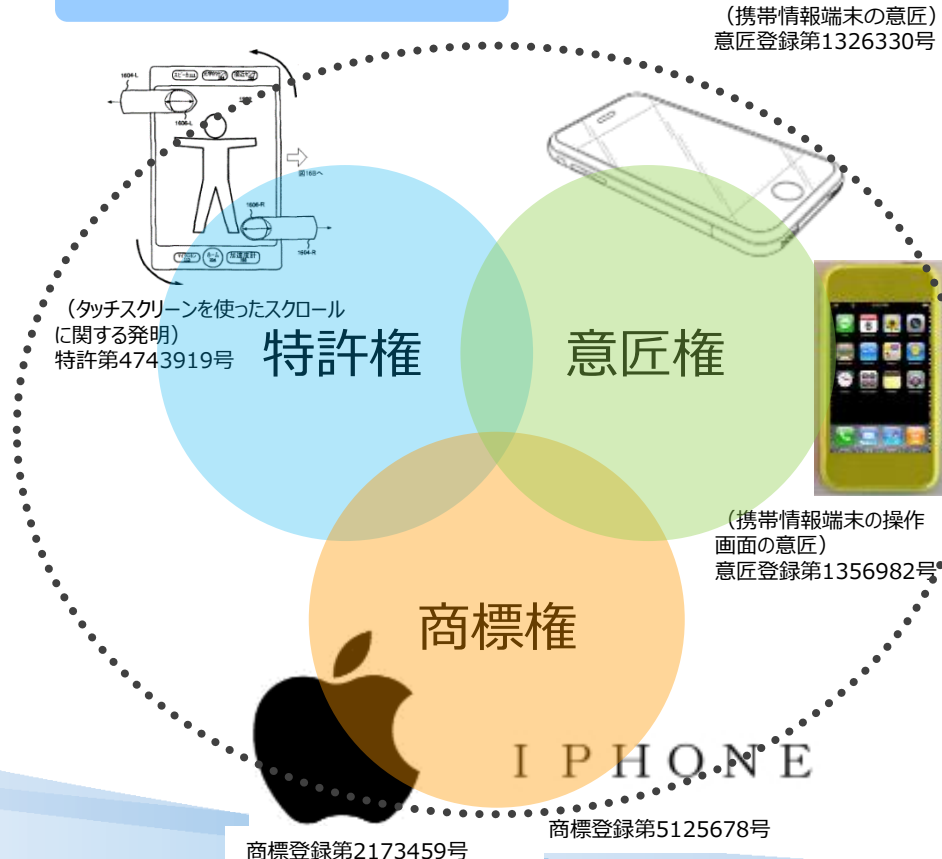
(2)国際的取組

(3)中小・スタートアップ・大学支援

知財の複合的保護

- グローバル競争において、従来の技術優位の競争から、デザイン・ブランドによる差別化の重要性が高まっている。
- 権利保護においても、特許に加えて、付加価値や差別化の源泉となるデザインやブランドの要素を意匠権や商標権を活用して複合的に保護することが、ますます重要。

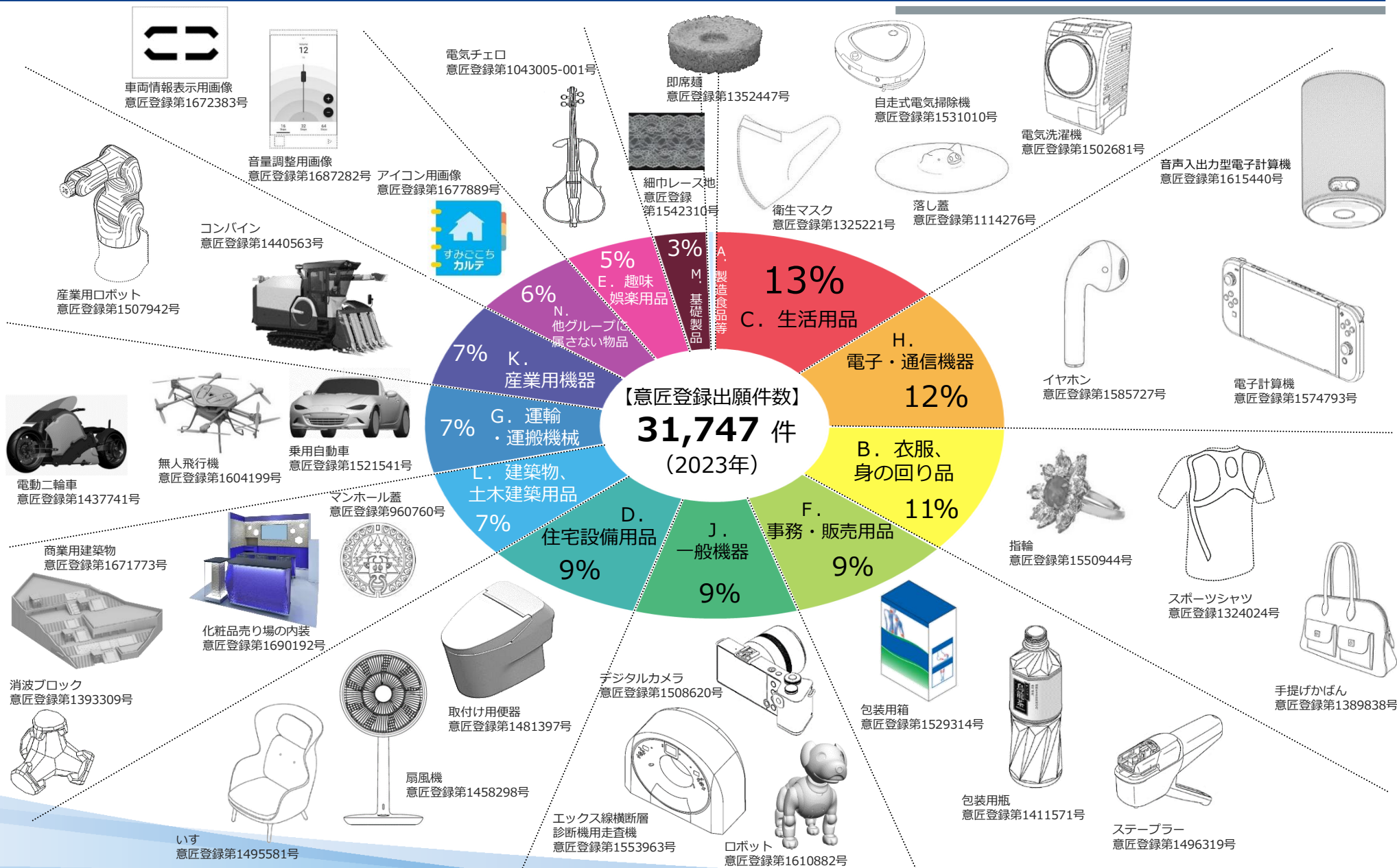
例：携帯情報端末



例：スポーツウェア

スポーツウェア CW-X (実施品)
(写真：株式会社ワコールより提供)

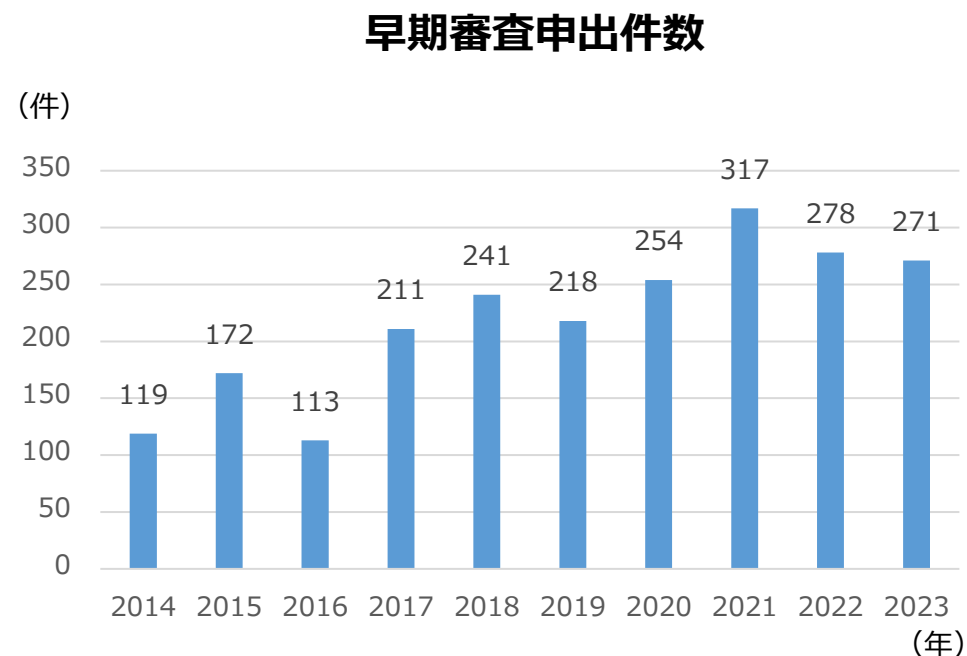
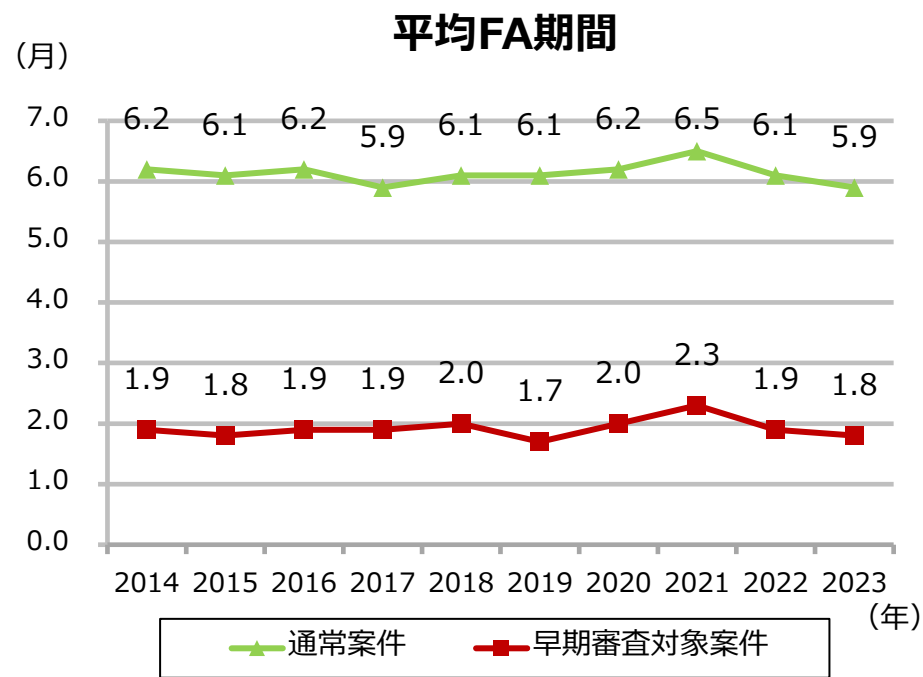
意匠法で保護される身の回りの製品デザイン



意匠の早期審査

- 意匠の早期保護のニーズに応えるべく、権利化について緊急性を要する実施関連出願や外国関連出願などについて、出願人からの申出に基づき、早期審査を実施。
- 早期審査の対象となった案件については、早期審査の申出から平均2か月程度、模倣品対策のための早期審査の場合は原則1か月以内に一次審査結果を通知。

(特許庁HP) https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/isyou_soukisinri.html



事例から学ぶ 意匠制度活用ガイド

- 意匠制度の概要と活用事例を紹介するガイド。特許庁ウェブサイトにPDF版を掲載。
- 意匠権に期待される効果に着目し、大企業・中小企業・デザイナー・大学・研究機関など、様々な立場の意匠制度ユーザーの事例を紹介。
- 事例マトリクスでは、意匠権に期待される効果を類型化し、事例ごとに各ユーザーが意匠権のどのような効果に期待しているかを可視化。



事例マトリクス

Chapter 2 では、大企業、中小企業からデザイナー、大学・研究機関、弁護士まで、様々な立場の意匠制度ユーザーによる意匠制度活用事例（22事例）を紹介しています。

このページの「事例マトリクス」は、紹介する事例の中で、各ユーザーが、意匠権に期待する主な効果（★）に丸印を付けて整理したものです。

★意匠権に期待される効果（各事例ページでは薄い色のアイコンで表示）
●事例の中で波及している意匠権に期待する効果（各事例ページでは濃い色のアイコンで表示）

意匠権に期待する主な効果

ユーザー	事例番号	事例名	意匠権に期待する主な効果					意匠の特性
			ビジネスを守る	ビジネスを拡大させる	価値を高める	意匠の特性	意匠の特性	
大企業	1	株式会社日立製作所	●	●	●	●	●	●
	2	トヨタ自動車株式会社	●	●	●	●	●	●
	3	株式会社ホンダアクセス	●	●	●	●	●	●
	4	三菱電機株式会社	●	●	●	●	●	●
	5	株式会社フジコ	●	●	●	●	●	●
	6	株式会社セグナ	●	●	●	●	●	●
	7	株式会社日立製作所	●	●	●	●	●	●
	8	株式会社日立製作所	●	●	●	●	●	●
	9	日立製作所株式会社	●	●	●	●	●	●
	10	日立製作所株式会社	●	●	●	●	●	●
中小企業	11	株式会社日立製作所	●	●	●	●	●	●
	12	株式会社日立製作所	●	●	●	●	●	●
	13	株式会社日立製作所	●	●	●	●	●	●
	14	株式会社日立製作所	●	●	●	●	●	●
	15	株式会社日立製作所	●	●	●	●	●	●
	16	株式会社日立製作所	●	●	●	●	●	●
	17	株式会社日立製作所	●	●	●	●	●	●
	18	株式会社日立製作所	●	●	●	●	●	●
	19	株式会社日立製作所	●	●	●	●	●	●
	20	株式会社日立製作所	●	●	●	●	●	●
デザイナー	21	株式会社日立製作所	●	●	●	●	●	●
	22	株式会社日立製作所	●	●	●	●	●	●
大学・研究機関	23	株式会社日立製作所	●	●	●	●	●	●
	24	株式会社日立製作所	●	●	●	●	●	●

みんなの意匠権 十人十色のつかいかた

- **意匠制度初心者向けのガイドブック（冊子版・電子版あり）**
- **2022年3月公表**
- **4コマ漫画で分かる効果的な活用方法をはじめ
意匠制度の基本から出願手続の概要までを1冊でご紹介！**
- **初めて意匠制度に触れる方・意匠制度をより効果的に活用したい方
他の産業財産制度ほど意匠制度に精通していない方 におすすめ**



冊子版のご請求は
特許庁 意匠課 企画調査班 まで
PA1530@jpo.go.jp

PDF版はこちらから →
https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/minnano_ishoken.html



1

数字で見る知財動向

2

特許庁の施策

(1)審査・審判

① 特許審査に関する施策

② 意匠審査に関する施策

③ 商標審査に関する施策

④ 審判に関する施策

(2)国際的取組

(3)中小・スタートアップ・大学支援

商標制度をとりまく現状 ①新しいタイプの商標の保護

- ◆ 2015年4月から、音や色彩といった新しいタイプの商標も登録可能に。
言語を超えたブランドメッセージを保護し、企業の多様なブランド戦略を支援することが目的。

新しいタイプの商標の 出願・登録状況 * 国際商標登録出願を除く	合計	タイプ別内訳				
		音	色彩	位置	動き	ホログラム
出願件数	2,230	756	568	624	261	21
登録件数	755	368	11	164	196	16

(2024年5月31日時点特許庁調べ)

音商標 音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標 (例:CMなどに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音など)	 登録第5804299号 久光製薬(株)
色彩のみからなる商標 単色又は複数の色彩の組合せのみからなる商標 (例:商品の包装紙や広告用の看板に使用される色彩など) *これまでの図形等と色彩が結合したものではない商標	 登録第5930334号 (株)トンボ鉛筆  登録第5933289号 (株)セブン-イレブンジャパン 
位置商標 文字や図形等の標章を商品等に付す位置が特定される商標	 登録第6034112号 日清食品ホールディングス株式会社
動き商標 文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標 (例:テレビやコンピューター画面等に映し出される変化する文字や図形など)	 登録第5804316号 (株)ワコール
ホログラム商標 文字や図形等がホログラフィーその他の方法により変化する商標 (例:見る角度によって変化して見える文字や図形など)	 登録第5804315号 三井住友カード(株)

商標制度をとりまく現状 ②商品・役務サポートツールの提供

- 2023年3月から、出願人による明確な指定商品又は指定役務の表示に基づいた出願を推奨すべく、明確な指定商品又は指定役務の表示として特許庁が公表している商品・役務を簡易に検索・確認できる「商品・役務サポートツール」をユーザーに提供。
- 同ツールにより、出願人の以下作業を大幅に簡素化。
 - (1) 明確な指定商品又は指定役務の表示として特許庁が公表している商品・役務を検索
 - (2) 入力した商品・役務が、特許庁が公表している商品・役務と一致しているか否かの確認

商品・役務サポートツール

商品・役務の分類に関する情報

利用方法

いちから商品・役務を指定したい方は

商品・役務名検索ツール



すでに指定商品・指定役務をお決めの方は

指定商品・指定役務判定ツール



～お知らせ～

2024-06-04	ツールのレイアウト及び一部機能の改良を実施しました。詳しくは、「利用方法」を御確認ください。
2024-02-07	2024年1月1日以降の商標登録出願に適用される商品・役務名のデータを更新しました。また、ツールのレイアウト及び一部機能の改良を実施しました。詳しくは、「利用方法」をご確認ください。
2023-04-01	ファストトラック審査運用の休止に伴い、「ファストトラック審査サポートツール」は「商品・役務サポートツール」に

Copyright © Japan Patent office. All Rights Reserved.

商標制度をとりまく現状 ③拒絶理由のかからない出願促進

- 不要な拒絶理由は、出願人にとっては権利化遅延、特許庁にとって審査負担増加となる。
- 商標出願前の以下項目の確認により、不要な拒絶理由の回避は可能。

1. 3条1項柱書き（使用の意思）

- ✓使用予定のある商品・役務のみ指定（不使用商標対策及びサーチ範囲の縮減）
- ✓「資格を証する書面」（資格が必要な指定役務）又は「商標の使用（使用意思）」及び「事業予定」の事前提出

2. 3条1項各号（識別性）

- ✓識別性の弱い商標の出願精査（審査負担軽減）

3. 4条1項11号（先願）

- ✓出願前の先願サーチを徹底し、抵触する商品・役務を出願時に回避（サーチ範囲の縮減、拒絶理由回避）
- ✓登録商標の権利者と出願人名義の統一（拒絶理由回避）

4. 4条1項16号（品質誤認）

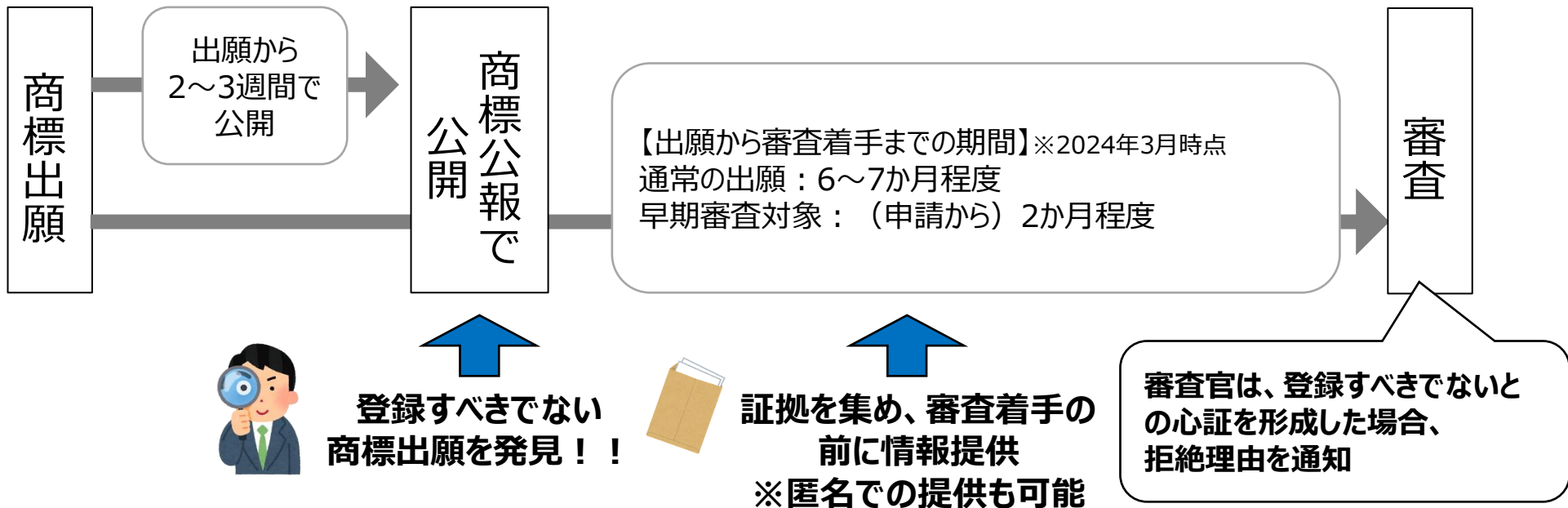
- ✓出願時に指定商品・指定役務の表示を限定（拒絶理由回避）

5. 6条（商品・役務）

- ✓類似商品・役務審査基準等に基づく出願推奨（審査負担軽減）
- ✓上申書等による事前の商品・役務の説明（拒絶理由回避）

商標制度をとりまく現状 ④情報提供制度

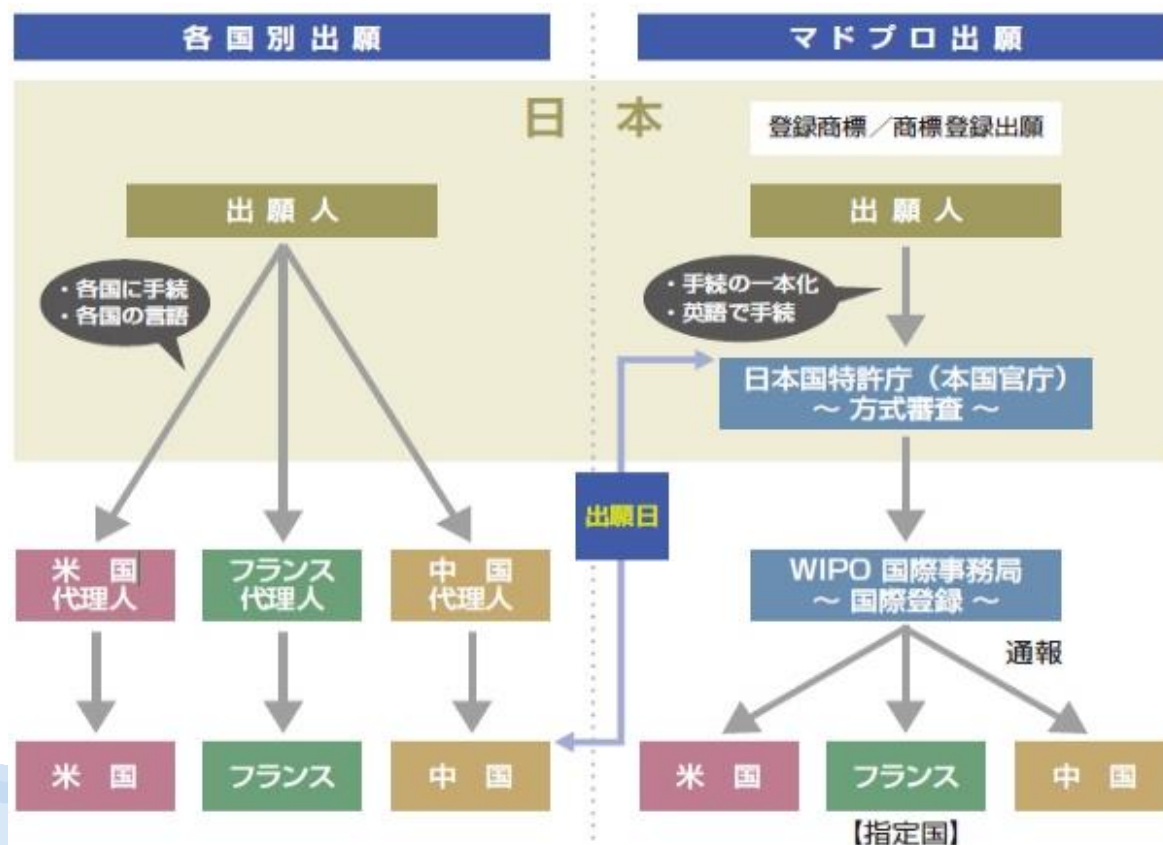
- 情報提供制度は、公衆に審査官の判断に対する意見を提出する機会を提供するために設けられている制度（商標法施行規則第19条）。
- 過去3年の利用実績：年間平均900件程度。情報提供された出願の6割程度が拒絶査定。
- 業界における専門用語、取引の実情、商標の周知性に関する資料は、審査官の職権調査のみでは限界があるため、企業側が有するこうした審査に有益な情報の提供を受けることで、審査の質の維持・向上に加え、調査に要するコストを低減し、審査の効率化に寄与。



商標制度をとりまく現状 ⑤マドリッド協定議定書

- 本国官庁(各国知財庁)での商標出願又は登録に基づいて国際出願を行い、WIPO国際事務局において国際登録を受けることにより、複数の指定国(同盟国)において、商標の保護を取得し、維持・管理することを可能とする仕組み。
- 同盟国数は2024年8月1日現在で114カ国*。我が国では2000年3月14日に効力が発生。

*ただし、日本は北朝鮮を国として認めていない



マドプロ出願のメリット

- ①経費削減
- ②出願手続の簡素化
- ③権利管理の簡便化(一括管理)
- ④迅速な審査(拒絶通報期間の制限)
- ⑤締約国の事後指定により保護の拡張が容易

商標制度をとりまく現状 ⑥商標活用ガイドの作成

- 「事例から学ぶ 商標活用ガイド」を作成し、特許庁ウェブサイトで公開（2019年3月）。
- このたび、5年ぶりに内容を刷新した「事例から学ぶ 商標活用ガイド2024」を2024年4月に公開。
- ビジネスにおける活用方法や権利化のメリットなどを、実際の事例（中小企業が中心）を通じて紹介すると共に、商標制度の概要についても学んでもらえる内容。



一部抜粋

1 商標の効果・商標権の効果

消費者は、ときには無意識からかもしれませんが、商標を通じて自分の購入したい商品や受けたサービスを知っています。そして、消費者が感じている商品・サービスへの好意や信頼は、商標にだんだん蓄積されていきます。それによって、商標が消費者を引き付けられる力が増えていきます。

モノやサービス、そして商標が与えるこの効果、商標の果たす役割はますます大きくなっていきます。ビジネスに消費者を引き付ける力を発揮してくれる大事な資産、登録して、商標としてしっかり保護すれば、安心してビジネスを展開していくことができます。

商標権を取っていると…

- 自分の商標として、安心して使い続けられる!
- 紛らわしい商標を他人が使用したり登録したりすることを防げる!

商標権は、商標(マーク)と使用する商品・役務(サービス)の組み合わせで範囲が決まります。あなたの商標権があると、他人の紛らわしい商標は登録できません。ここで、「紛らわしい商標」とは「商標(マーク)」が同一か類似で、使う商品・役務(サービス)も同一か類似のもの」です。

そして、もし紛らわしい商標を他人に無断で使用されたら、権利者であるあなたは、その他人に警告をしたり、その使用の差止めや損害賠償を求めて裁判所に訴えたりすることもできます。また、商標権があると、税関での輸入差止めや差押えによる取締りが可能です。

商標権の効力が及ぶ範囲	商標	商品・サービス	同一	類似	非類似
商標	同一	○	○	×	
商品・サービス	○	○	×	×	
非類似	×	×	×	×	

○自分が登録商標を独占的に使用できる権利(専断権)
○他人の使用を排除できる権利(禁止権)

POINT

- 1 商標権は、特許庁に出願し、審査を経て登録することで発生します。
- 2 商標(マーク)が同じでも、商品・役務(サービス)が類似しなければ、商標権の効力は及びません!
- 3 商標権の効力は、日本全国に及びます。一方、海外には及ばないので、保護を求めたい国がある場合、全ての国に出願して権利を取りましょう。
- 4 商標権については、権利者が独占的に使用だけでなく、他人にライセンスして使用させることもできます。

権利取得しない場合のリスク

大事な商標を、商標権でしっかり保護しておかないと、次のようなリスクがあります!

あなたが必死に考えた、愛着のあるネーミング。もし他の人が先に登録してしまったら…?

- やっとの思いで名付けた商品名を、変更しないといけないのかー!
- パッケージやカタログも、作り直しだー!
- 取引先に「(偽物品取り扱い警告)のレッテルを貼られてしまうのかー!

私に登録した商標と紛らわしい! すぐに販売を停止しろ!

Note 商標登録は、基本的に早い者勝ち。どちらが先に使い始めたかではなく、どちらが先に商標出願したかが重要。

「高品質」と口コミで話題になり、ヒット商品に。でも、しばらくすると偽物が出始めて…!

- 品質は高いが、似た商品名なら買ってももらえる。ネット販売で大儲けするぞー。
- 当社の商標が悪いと勘違いされてしまった! 評判が落ちるー。
- 商標権がないと、偽物品取りできないー!

取引成立まであと少し、というところで…

この商品に付いている商標、ちゃんと登録していますか? うちは、商標登録していない商品は扱いませんよ。

商標権がないと信用が落ちます。取引してもらえないのかー!

商標制度をとりまく現状 ⑦出願支援ガイド

- 特許庁は2021年8月、商標審査官が教える出願支援ガイド「商標出願ってどうやるの？」を発行。
- 初めて商標出願するユーザー向けに、拒絶されない商標出願をするためのポイントを分かりやすく解説。
- INPIT・普及支援課などと連携し、各種セミナーなどで積極的に周知。
- 2022年4月、料金改定、納付方法、ファストトラック審査サポートツールなど、最新情報を反映した第2版を発行。
- 2023年4月、商品・役務サポートツールなど、最新情報を反映した第3版を発行。
- 2024年8月、最新情報を反映した第4版を発行。



出願支援ガイド「商標出願ってどうやるの？」

https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/shutugan_shien.pdf

1

数字で見る知財動向

2

特許庁の施策

(1)審査・審判

① 特許審査に関する施策

② 意匠審査に関する施策

③ 商標審査に関する施策

④ 審判に関する施策

(2)国際的取組

(3)中小・スタートアップ・大学支援

オンライン口頭審理

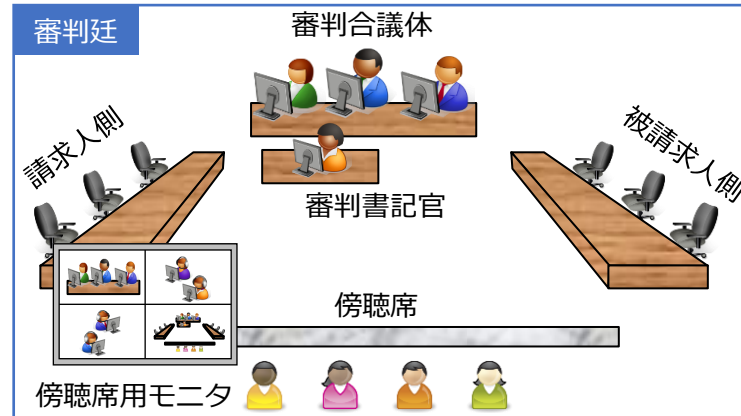
口頭審理に係る規定

- 無効審判（延長登録無効審判）及び商標登録取消審判の審理の方式は、原則口頭審理による。
- 上記以外の審判、商標登録異議の申立て及び判定の審理の方式は、口頭審理によることも可能。
- 審判長は、期日及び場所を定め、当事者等に対し期日の呼出しを行う。
- 呼出しを受けた者は期日において指定された場所（審判廷）に出頭する。
- 呼出しを受けた者が正当な理由がないのに出頭しないときは、10万円以下の過料に処される。

令和3年
法改正

新型コロナウイルス感染症の状況に影響されずに口頭審理を開催可能にするとともに、デジタル化等の社会構造の変化に対応するため、**審判長の判断で、審判廷に出頭することなく、当事者等がウェブ会議システムを通じて口頭審理に関与できるように。**

オンライン出頭する請求人等
(会議室等の通話先)



オンライン出頭する被請求人等
(会議室等の通話先)



※ オンライン口頭審理においても、審判合議体、審判書記官、傍聴人は、審判廷に出廷します。

- 審判長は、全当事者等の同意を得た上で、当事者の関係者に対する動画配信（オンライン配信）を認めることが可能
- オンライン出頭は、1当事者あたり4名（通話先は3拠点）までが目安
- オンライン配信は、1当事者あたり2拠点（1拠点あたり2～3名）までが目安
- 2021年10月（運用開始）～2024年3月のオンライン口頭審理は139件（調書作成ベース；口頭審理全体の65%）



1

数字で見る知財動向

2

特許庁の施策

(1)審査・審判

- ① 特許審査に関する施策
- ② 意匠審査に関する施策
- ③ 商標審査に関する施策
- ④ 審判に関する施策

(2)国際的取組

(3)中小・スタートアップ・大学支援

海外での早期権利化

特許審査ハイウェイ（PPH: Patent Prosecution Highway）

- 審査待ち期間「**短縮**」（例：通常の出願に比べ、約**74%短縮**（米国））
特許率 「**向上**」（例：通常出願 約**81%** ⇒ PPH 約**89%**（米国））
- 日本起点のPPHを活用することで、グローバルポートフォリオを迅速に構築。
- 2021年にフランスと**世界で初めて**PPHを開始。

世界最速・最高品質の特許審査



例) ウェアラブル心拍計

グローバルポートフォリオの PPH申請（44庁※） 迅速な構築



国際審査協力 ～グローバルに質の高い権利取得支援～

- ◆ 国際審査協力・・・海外特許庁と相互に特許審査官を派遣し、審査実務の調和の推進、日本の審査実務の普及・浸透を促すことにより、我が国企業が海外において円滑かつ予見性高く特許権を取得することを支援。

審査実務の調和の推進

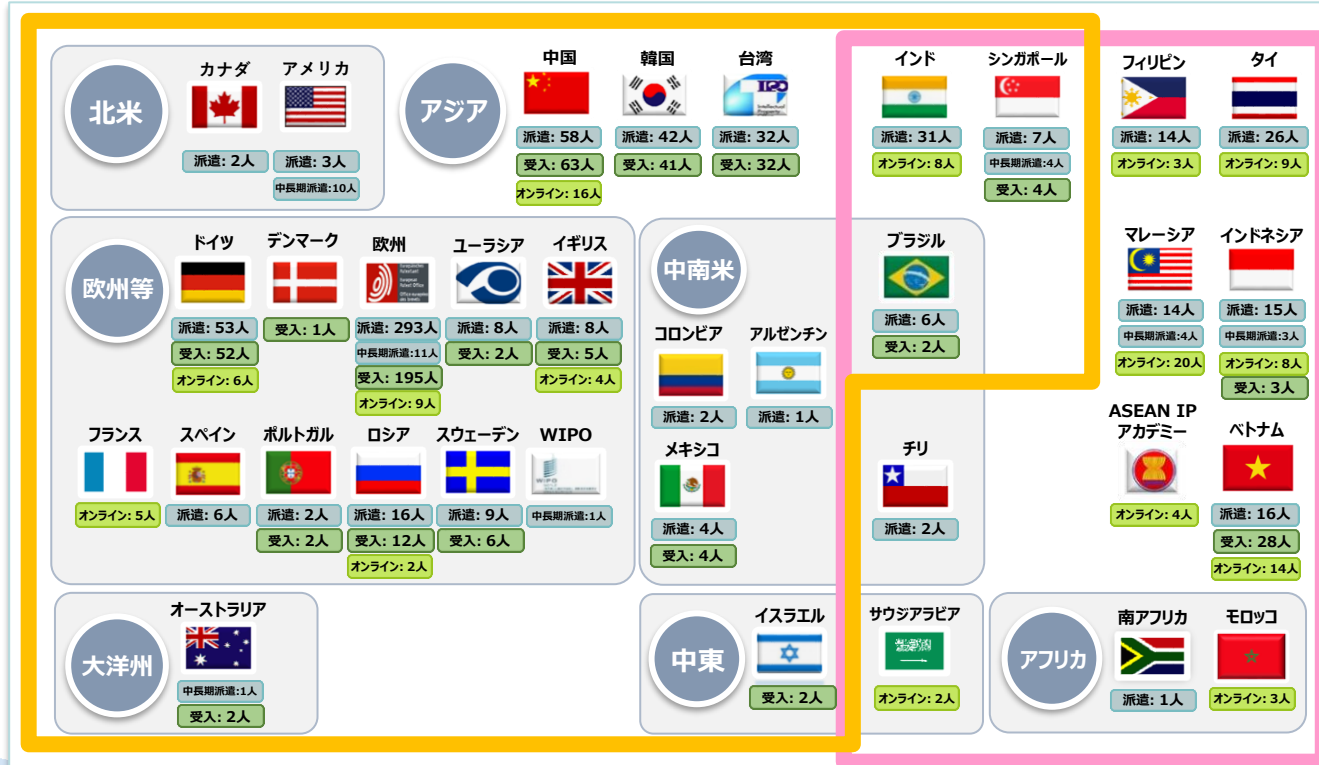
実際の出願についての特許要件などを海外審査官と議論（審査官協議）

日本の審査実務の普及・浸透

JPO審査官（国際研修指導教官）による研修を通じた海外審査官の審査能力向上支援
https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/gpa_training/index.html

国際審査協力実績（2000年4月から2024年6月末までの延べ人数）

※多数国に対する研修等は除く



国際審査協力の機会において、海外知財庁の特許審査実務に関する我が国企業からの要望・関心事項*に関する情報収集を実施。

* 例えば、

- (ア) 海外知財庁に対して確認を希望する事項（制度の運用、審査に関する不明点など）
- (イ) 海外知財制度に関する要望
- (ウ) 特許庁の海外知財庁への協力を希望する事項（知財制度構築支援の重点事項など）



国際的な特許制度・運用の調和

国際的な特許制度・運用の調和に向けた議論の推進

- ◆ 国内外での権利取得の円滑化のために、国際的な特許制度・運用の調和が重要。

B+会合（WIPO先進国メンバー（Group B）、EPC加盟国、欧州委員会、EPO、韓国）

- 特許制度の実体的側面での調和を目指し、まずは先進国（WIPO先進国メンバー等約50か国・機関）間で制度運用に関する共通の見解を得るべく議論。
- 主に以下の4項目について議論を続けている。
 - （1）新規性喪失の例外期間（グレースピリオド）
 - （2）衝突出願（未公開先願）
 - （3）先使用权
 - （4）18ヶ月公開
- 2024年7月にジュネーブで全体会合を開催（議長国：フランス、事務局：日本）。主な内容は以下のとおり。
 - AIPPI、AIPLA、FICPIから、2024年6月にミュンヘンで開催された特許制度調和コロキアムの概要報告。
 - EPOから、今後の活動として欧州地域における先使用权に関する各国判例の調査研究を行う旨の報告。
 - グループB+ワーキンググループ（主に、グレースピリオド、衝突出願、先使用权について議論。日本も参加。）議長の英国から、今年度の活動報告。
 - オーストラリアが新たにグループB+コアグループ（秘匿特権について議論。日本も参加。）のリード国となり、コアグループの活動再開が承認された。

五庁（日米欧中韓：IP5）

- 世界の特許出願件数の約85%を占める日米欧中韓の五庁によって知的財産における世界的な取組をリードすべく、2007年より五庁長官会合を継続して開催。
- 直近では、2024年6月20日に第17回五庁長官会合を、KIPOのホストの下、韓国のソウルにおいて開催。前日6月19日には五庁長官・ユーザー会合を開催し、ユーザー団体とも意見交換を実施。（2025年は中国・天津。）
- 五庁は、特許分類改正、特許情報サービス改善、制度運用調和、審査結果の相互利用、特許統計データ提供などの課題について議論。

■ 第17回五庁長官会合の主な成果

➤ 中小企業支援等への対応

持続可能なイノベーションに向けた包括的な知財システムの構築をテーマに、主に中小企業の成長を促進するための知財の役割と、当該分野における五庁の協力の在り方について議論。

➤ AI関連発明に係る五庁の審査実務に関する資料収集

JPOがリードする当該プロジェクトの成果物として、前年に承認された五庁の法律・審査基準・審査事例等をまとめた比較表の中の、審査事例部分をより詳細に分類した新しい比較表が承認され、後日公開することに合意。

➤ 五庁ビジョンの中長期的履行

前年に改定された新たな五庁ビジョンの実現に向けて、「持続可能な未来を築くための指針」を今後策定し、中長期的に取り組んでいくことに合意。



五庁長官集合写真



五庁長官会合

意匠五庁（ID5）会合を通じた国際連携の強化

- 日米欧中韓の主要五庁が、意匠制度及びその実務に関する国際的な連携を強化・推進するための協力枠組として、2015年に意匠五庁（ID5）会合を創設し、意匠分野の国際協力が本格化。
- 2023年9月、韓国主催で第9回ID5年次会合を開催。2024年は日本がホスト。

第9回ID5年次会合の主な成果

ID5ウェブサイト<<http://id-five.org/>>

① 既存の12の協力プロジェクトの議論

- 「メタバースにおけるデザイン保護」
最終報告書の完成後にID5ウェブサイト上で公表することについて合意。
- 「優先権書類の電子的交換に関する研究」
WIPO DASに関するユーザーガイドをID5ウェブサイト上で公表することについて合意。
- 「図面要件に関するユーザーガイド」
2024年の完成を目指し、ユーザーガイド案の最終確認と推奨図面形式の検討を進めることについて合意。
- 「登録意匠に係る表示」
五庁共通の登録意匠マークに関する実現可能性評価に向けた進め方を確認。

② ユーザーセッションの開催

- 業界団体・代理人団体等のユーザー代表者を対象としたID5ユーザーセッションを開催。
- 「メタバースにおけるデザイン保護」の協力プロジェクトに関連し、ユーザー代表者が、メタバースにおけるデザイン開発動向の紹介や法的課題に関する意見について発表を行ったほか、ユーザーと各庁との意見交換を実施。



第9回ID5年次会合

商標五庁（TM5）会合

- 商標五庁会合(TM5)は、日米欧中韓の商標五庁による国際的な協力の枠組み。
- 商標側面での企業のグローバルな事業活動を支援することを目的とした各種プロジェクトを推進中。
- 2024年はJPOがホストを務め、4月に東京で中間会合を開催。12月には箱根で年次会合を開催予定。

プロジェクト

- ①悪意の商標プロジェクト（日本）
- ②商標審査をサポートするITツールプロジェクト（日本）
- ③TM5ユーザー参画プロジェクト（日本&欧州）
- ④TMビュー（欧州）
- ⑤共通統計指標（欧州）
- ⑥IDリスト（米国）
- ⑦共通ステータス表示（米国）
- ⑧非伝統的商標へのインデックス付け（米国）
- ⑨TM5ウェブサイト（韓国）
- ⑩商標権侵害に対する意識啓発（韓国）
- ⑪共同コミュニケーション活動（欧州&韓国）
- ⑫異議及び審判手続を通じた商標保護（中国&欧州）
- ⑬TM5各庁間の人材交流プロジェクト（欧州）
- ⑭グリーンTM5（欧州）
- ⑮仮想空間における商標（韓国）
- ⑯商標出願に関するユーザーガイド（中国）※新規提案中



<2024年 TM5中間会合の様子>



審判における国際連携（国際知財司法シンポジウム）

- ✓ 知財司法分野における各国間の相互理解の促進、我が国ユーザー等への情報提供のため、特許庁、最高裁、知財高裁、法務省、日弁連、弁護士知財ネットとの共催で国際シンポジウム等を開催
- ✓ 2024年度は、**日米欧の知財司法関係者を集めて「国際知財司法シンポジウム（JSIP）2024」を2024年10月24日～25日に開催**
8回目となる今回のシンポジウムにおいて、特許庁パートでは、**初めて模擬口頭審理を実施し、その内容を踏まえる形でパネルディスカッションを実施。**

国際知財司法シンポジウム（JSIP）2024

～日米欧における知的財産紛争解決～

10月24日（木） 裁判所パート

- ✓ 日本・欧州統一特許裁判所・米国・英国による模擬裁判（特許権侵害訴訟において特許有効性が争われる事例）
- ✓ パネルディスカッション（裁判所における特許有効性の審理等について）

10月25日（金） 特許庁パート

- ✓ 講演（各庁における審判の最新動向、特許庁と裁判所との関係）
- ✓ 日本国特許庁による模擬口頭審理
- ✓ パネルディスカッション（口頭審理、進歩性等の判断）

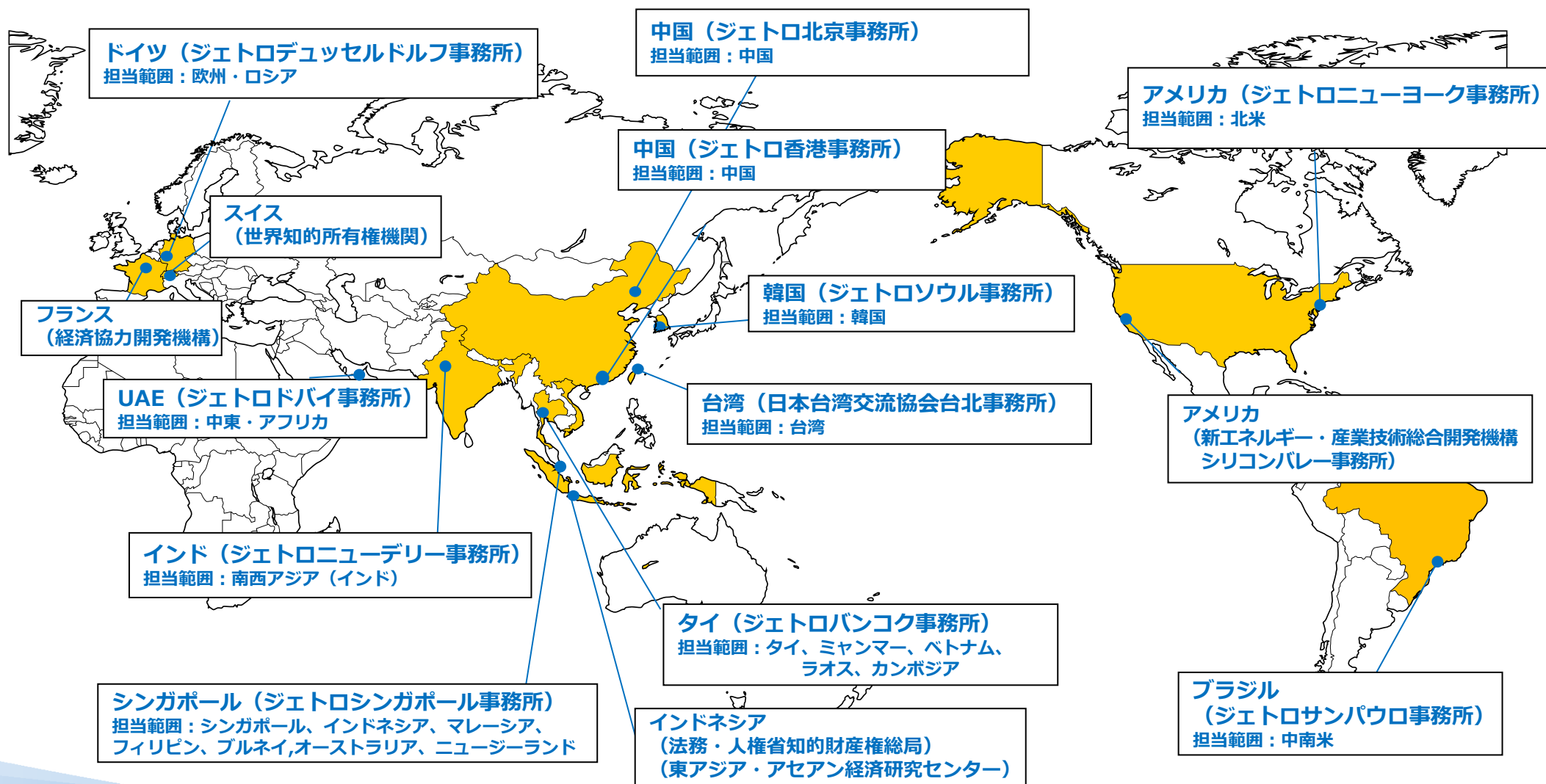


模擬口頭審理



パネルディスカッション

特許庁の知財専門家を世界に配置



1

数字で見る知財動向

2

特許庁の施策

(1)審査・審判

- ① 特許審査に関する施策
- ② 意匠審査に関する施策
- ③ 商標審査に関する施策
- ④ 審判に関する施策

(2)国際的取組

(3)中小・スタートアップ・大学支援

企業の事業フェーズにおける支援施策俯瞰図



中小企業等の料金減免・支援制度

特許庁に納付いただく
「出願審査請求料※1」
「特許料（第1年分から第10年分）」
「PCT国際出願に係る手数料」
が減免※2されます。

証明書類の提出も必要なく、
簡単な手順で申請できます。

中小企業※3の特許料金が**1/2**に

小規模企業※3・中小スタートアップ企
業※3の特許料金が**1/3**に

福島浜通りなどの中小企業の
特許料金が**1/4**に

詳しくは「中小企業等の料金減免・支援制
度のご案内（2019年4月～）」というパン
フレットをご覧ください

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/document/index/leaflet.pdf>

料金減免制度に関する
ご質問・ご相談は

特許庁 総務部 総務課 調整班
03-3581-1101 内線2105
PA0260@jpo.go.jp

※1 審査請求料の減免制度の改正（2024年4月1日施行）により、中小企業等が利用できる特許出願の審査請求料の減免制度について、一部件数制限が設けられています。

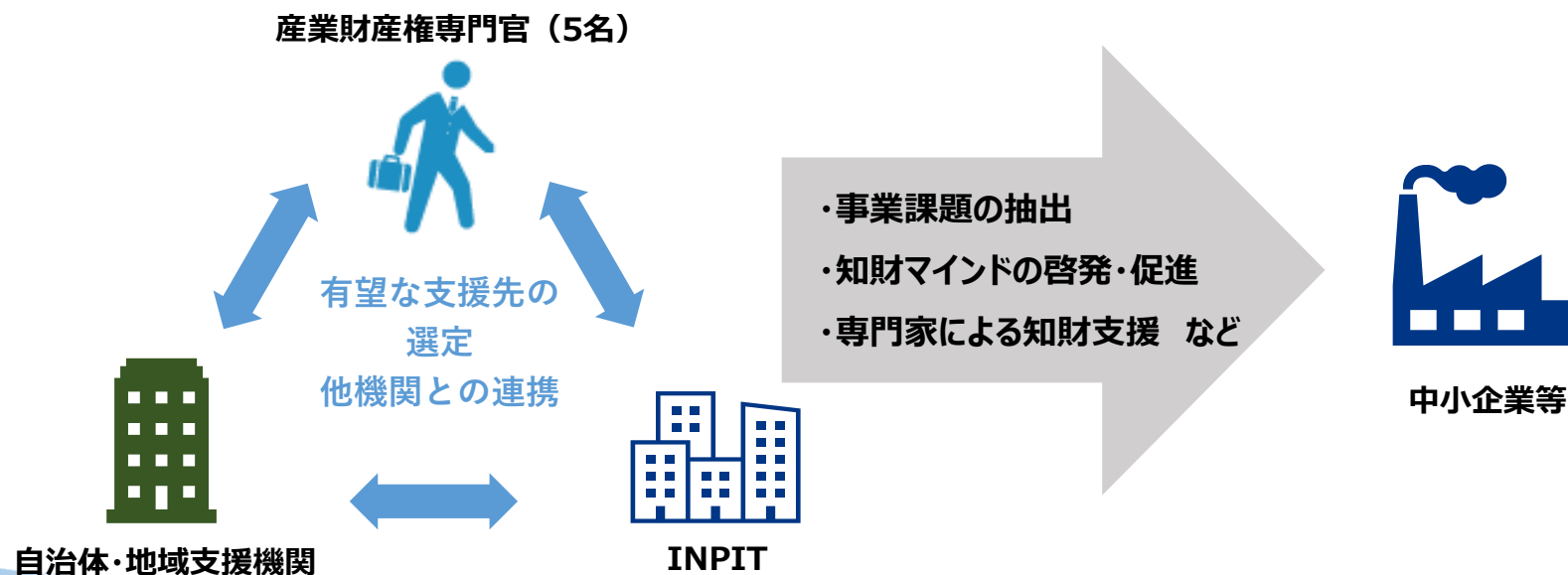
※2 PCT国際出願にかかる手数料の一部については、特許庁が手数料の一部を負担する料金支援制度が適用されます。

※3 大企業の子会社である中小企業は除きます。

産業財産権専門官の活動概要

- 中小企業や支援機関等を対象とした**セミナー**、中小企業等への**個別訪問**を通じて、**知的財産権制度及び各種支援施策に関する意見・要望を聴取**するとともに、**普及・啓発活動**を実施。
- 自治体や地域支援機関等へアプローチを行い、**地域からの支援ニーズのある企業等を支援する『地域掘り起こし型』**の支援を重点的に実施。
- **自治体・地域支援機関（産業支援センター・商工会議所等）と同行訪問**することにより、地域支援担当者の知財意識の底上げも行う。

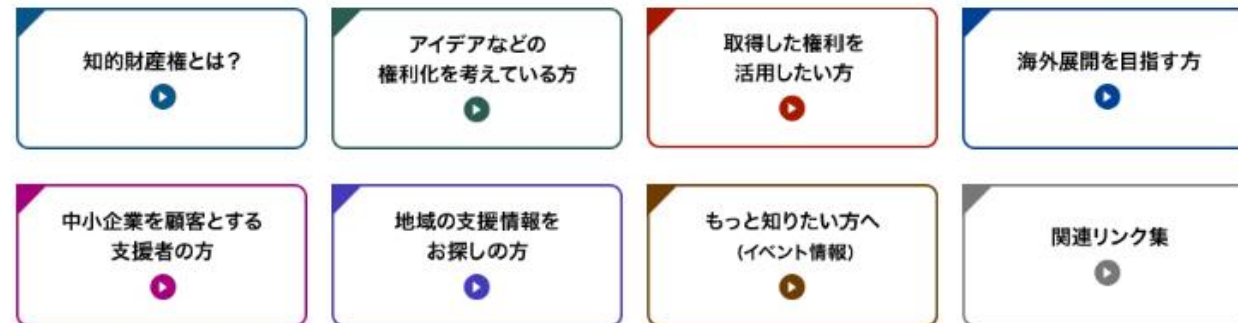
『地域掘り起こし型』支援スキーム図



特許庁の中小企業向け支援メニューの紹介

特許庁ウェブサイト

<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/index.html>



特許庁のウェブサイトでも中小企業の皆様向けに知的財産の取組について目的別で紹介。

特許庁の中小企業向け知的財産支援策の紹介

知財に関する様々な支援策についてこれ1冊でまるごと！わかるカタログです。

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/panhu12.pdf>



アイディアなどを権利化したい方

取得した権利を活用したい方

さらに海外展開を目指す方

中小企業の方を顧客とする支援者の方

対象者別に支援メニューを幅広く掲載



その他、以下の特許庁ウェブサイト内の特設ページも有用です。

①中小企業・個人向け支援や各種料金に関する情報をまとめたもの：

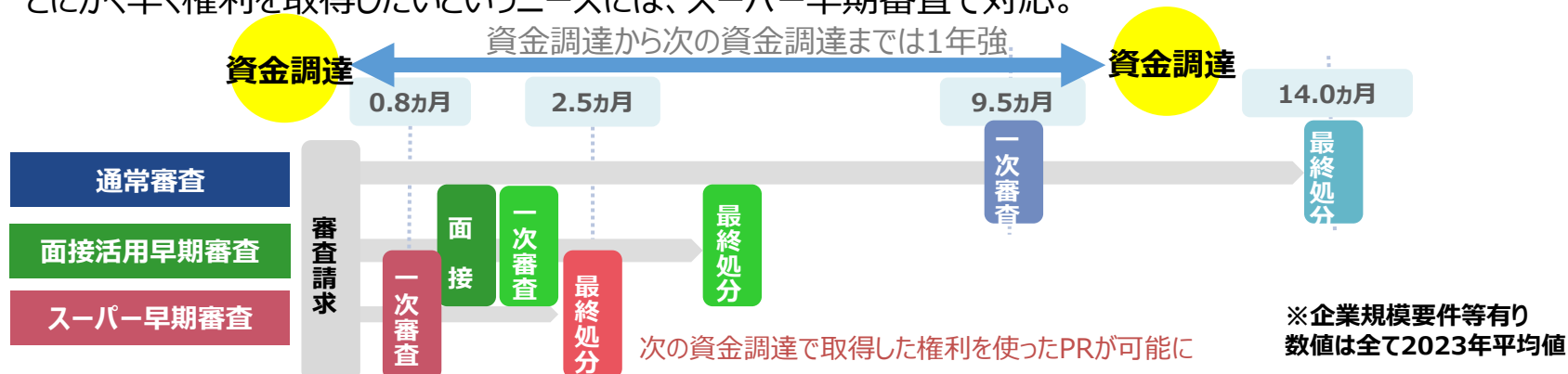
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/panhu.html>

②模範となる知財の活用事例に関する情報をまとめたもの：<https://www.jpo.go.jp/support/example/index.html>

スタートアップ支援

スピード

- 権利取得の経験が少ないスタートアップに向けて、面接活用早期審査では、コミュニケーションを充実し、きめ細かなサポートを提供。
- とにかく早く権利を取得したいというニーズには、スーパー早期審査で対応。



料金軽減

- スタートアップは料金が**1/3**！
※企業規模等の要件有り
- 簡単な手続で申請可能

(一例)

審査請求料・特許料

約45万円
(通常)

→ 約15万円
(軽減後)

- ✓出願審査手数料／特許料は請求項数を8と仮定して計算
- ✓特許料は第1年分から第10年分として計算
- ✓2019年4月1日以降に審査請求をした場合は新減免制度が適用

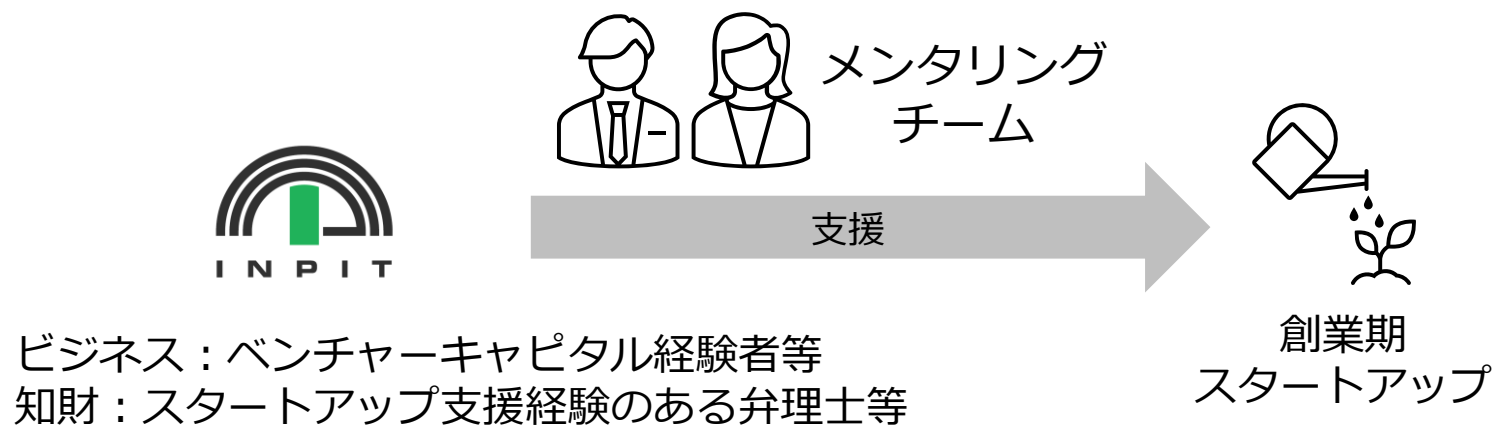
情報提供

- 知財ポータルサイト“IP BASE”において、インタビュー記事、事例集、勉強会などの情報を発信。
- IP BASE主催セミナーの開催やSNSを通して、スタートアップコミュニティに知財の重要性を発信。



IPAS (アイパス)

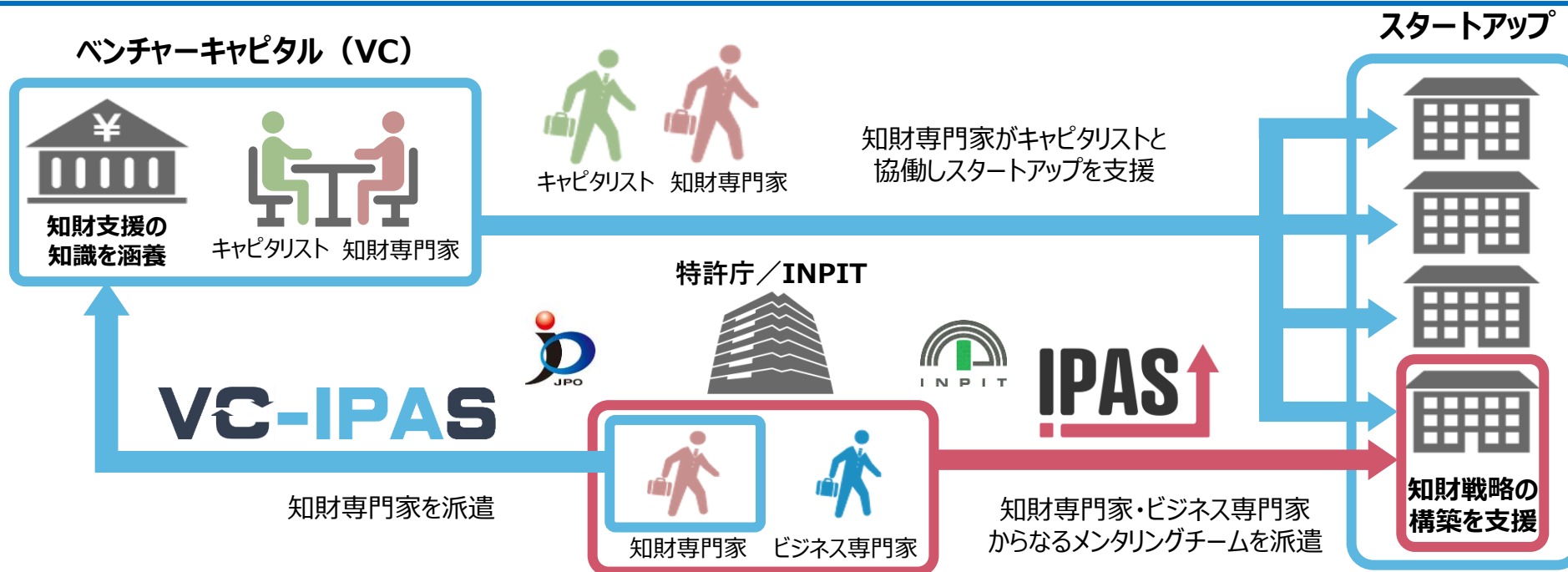
- 創業期（シード、アーリー）のスタートアップに向けて、ビジネスを専門とする者と、知財を専門とする者からなる**知財戦略プロデューサーのチーム**が、適切なビジネスモデルの構築とビジネス戦略に連動した知財戦略の構築を支援。



- ✓ 支援期間は**約5カ月**。2時間×10回の支援を実施。
- ✓ 公募は**常時受付**に。年**2**回採択があるため、より申請を行いやすく。
- ✓ 成果を発表するフォーラム（Demo-Day）も開催。スタートアップ支援関係者等とのネットワーキングの場も提供。
- ✓ 年20社程度を支援予定。

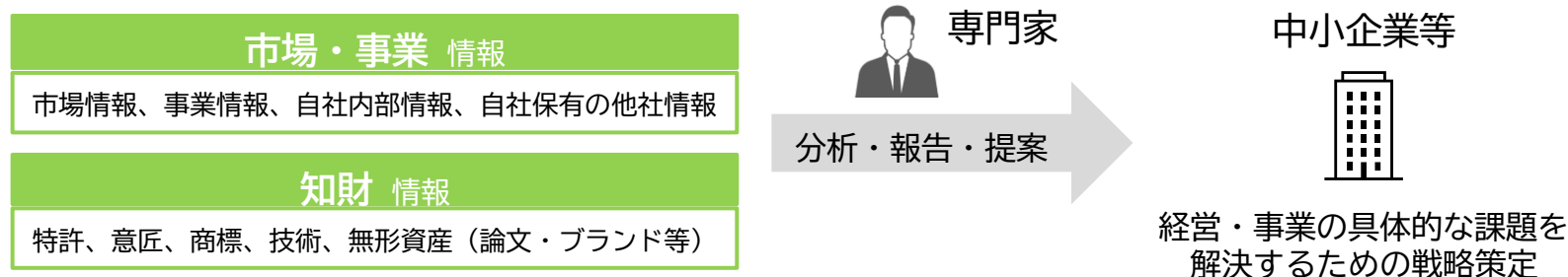
ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣事業（VC-IPAS）

- スタートアップの多くは、VCからビジネス面の助言やハンズオン支援を受けており、**VCが事業計画も踏まえた知財戦略策定支援を合わせて実施できれば、効率的なスタートアップへの支援が期待できる。**
- しかしながら、VCによっては、ビジネス目線を踏まえた知財戦略構築支援の知見が十分に蓄積されているとはいえないことから、**VCを公募し、採択されたVCに対して知財専門家を派遣することにより、VCのキャピタリストと知財専門家が協働して、スタートアップに対して知財面からも支援を行えるようにする。**

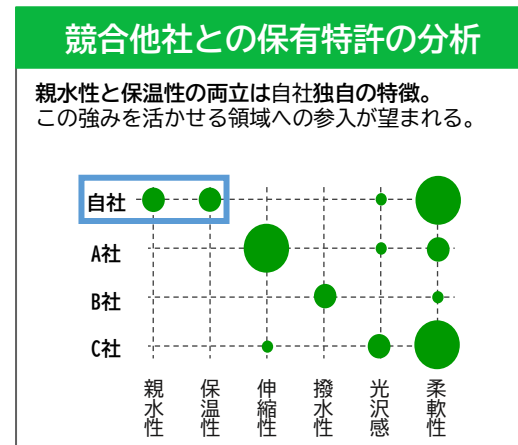
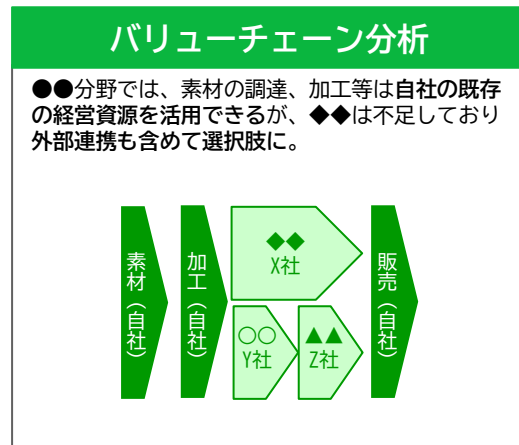
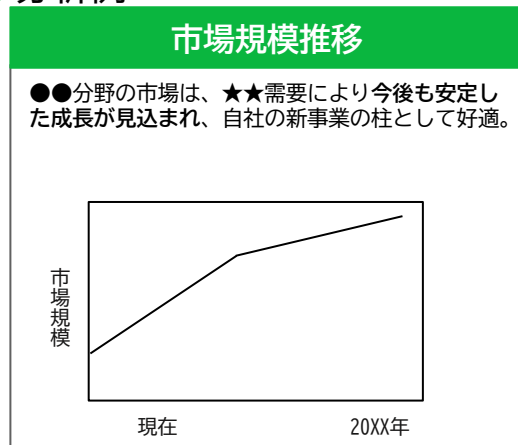


IPランドスケープ支援事業

- 中小企業等が抱える経営や事業の課題に対し、「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせた分析を行い、強みを活かした解決策を提案する支援
- 2024-25年度は、2年で200件程度を支援予定



● 分析例



● 中小企業向け IPランドスケープマニュアル (2023年度作成)

限られたリソースでもIPランドスケープで成果を出せるノウハウが満載です



INPIT
HPをチェック

知財戦略エキスパート

- 知財戦略に関する高度な専門知識、実務経験を有する**知財戦略エキスパート**が支援する5つの専門窓口を**設置（相談無料）**。
- 知財総合支援窓口や採択型支援、各支援機関とも連携して、円滑に支援を提供。
- 採択型支援の前後も、知財戦略エキスパートが課題解決をサポート。

知財戦略エキスパート



海外展開



営業秘密



産学連携



スタート
アップ

- 海外展開知財支援窓口
- 営業秘密支援窓口
- スタートアップ知財支援窓口
- アカデミア知財支援窓口
- 関西知財戦略支援専門窓口



知財総合支援窓口

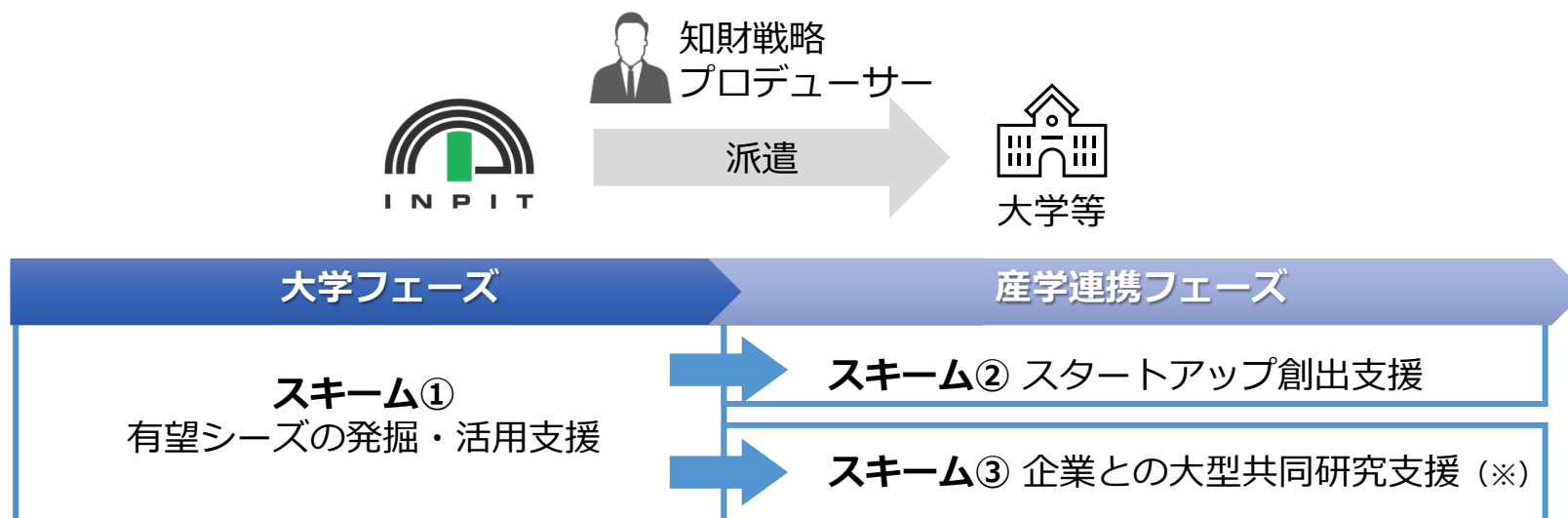


採択型支援

iAca、iNat、IPAS、
IPランドスケープ支援事業

iAca(アイアカ)

- 国内の大学、高専、国立試験研究機関（以下「大学等」という）の研究成果の迅速な社会実装を支援することで、イノベーションの実現を目指す。
- 知的財産マネジメントの専門家である「**知財戦略プロデューサー**」を大学等に派遣。
- 研究ステージの初期段階におけるシーズ発掘と出口戦略の策定の支援（**スキーム①**）から、優れたシーズの事業化に向けた産学連携活動の支援（**スキーム②③**）まで、シームレスな支援を実現。



- ✓ 支援期間は**約10カ月**。連続した継続支援も可能
- ✓ 必要な日数分だけ、柔軟な支援が可能（支援期間ごとに最大25～30日）
- ✓ 支援開始時に支援計画を作成。継続支援には支援計画の達成が必要

知財経営への招待～知財・無形資産の投資・活用ガイドブック～

- 2024年4月公開の、知財・無形資産の投資・活用の実践及び適切な情報開示に向けた方法論をまとめたガイドブック。
- 主要なターゲットは、経営層、知財部門、経営企画部門、IR部門、広報部門。

ガイドブックの特徴

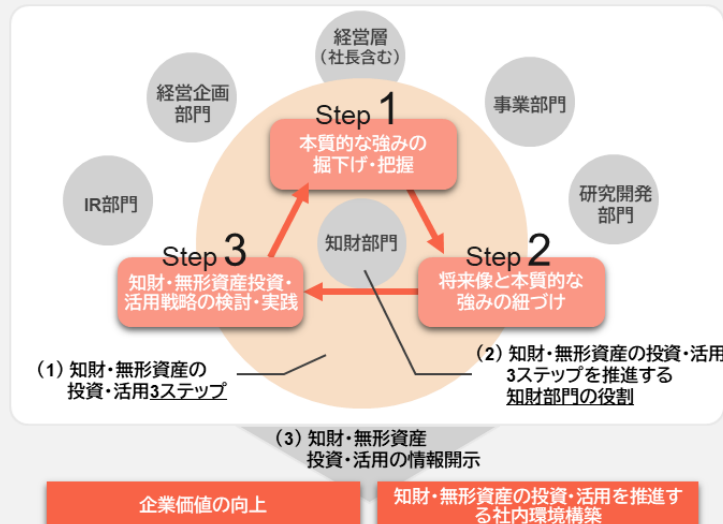
- ① 知財・無形資産の投資・活用及びその情報開示について、企業が抱える等身大の悩みや課題に対する実践的な取組方法を抽出。
- ② ポイントを押さえた知財・無形資産の投資・活用の実践の流れを仮想事例として読みやすいストーリー風に記載。
- ③ ストーリーの中で発生した課題を解決するためのTIPS、先進企業の取組事例をまとめたコラム、自社の現状を確認するチェックリスト、知財・無形資産の投資・活用を進める企業の経営層・部門長の課題感を取り上げた座談会レポートも収録。



知財経営への招待

特許庁
～知財・無形資産の投資・活用ガイドブック～
✓ 2024年4月電子版公開（冊子版は6月刊行）

知財・無形資産投資・活用推進のポイント



<https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai-mukei-toushi-katsuyou-guide/>

経営戦略に資するIPランドスケープ実践ガイドブック

- 2024年4月公開の、IPランドスケープを活用し経営戦略に実践する方法論をまとめたガイドブック。
- 主要なターゲットは、知財部門を中心に、経営企画部門、事業部門、研究開発部門。

ガイドブックの特徴

- ① IPランドスケープを行う目的と、その目的を達成するために活用できる分析手法を整理し、目的に応じてどのような分析手法を採ることができるかを整理。
- ② 15の主な分析手法について、実際に実践いただけるよう、具体的な手順とアウトプットイメージを示しつつ詳細に記載。
- ③ 仮想実施事例として、新規事業創出、事業戦略策定、買収候補抽出の3パターンを用意。
- ④ IPランドスケープに活用可能な無償のデータベース・ツールも掲載。



経営戦略に資するIPランドスケープ実践ガイドブック
✓ 2024年4月電子版公開（冊子版は6月刊行）

<https://www.jpo.go.jp/support/example/ip-landscape-guide/>



知財経営の実践に向けたコミュニケーションガイドブック

- 2023年4月公開の、経営層と知財部門が連携し企業価値を向上させるための方策をまとめた実践的な事例集。
- 主要なターゲットは、経営層、知財部門、経営企画部門、事業部門、研究開発部門。

事例集の特徴

- ① 巻頭のエグゼクティブサマリーで、知財経営の実践に向けた課題や解決方法のポイントをコンパクトに整理。
- ② 知財経営を実践する企業4社の知財担当役員からヒアリングを行い、知財経営を実践する企業での知財部門の役割や、経営層と知財部門との情報共有の仕方を整理。
- ③ 知財経営の実践に悩む企業における、**知財部門の役割についての意識変革**と、**経営層と知財部門のコミュニケーション強化**に向けた試行錯誤のプロセスを、仮想事例として6社分掲載。
- ④ 知財経営の実践に向けて、自社の課題を確認するためのチェックリストを掲載。



https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai_kei_ei_guide.html

企業価値向上に資する知的財産活用事例集

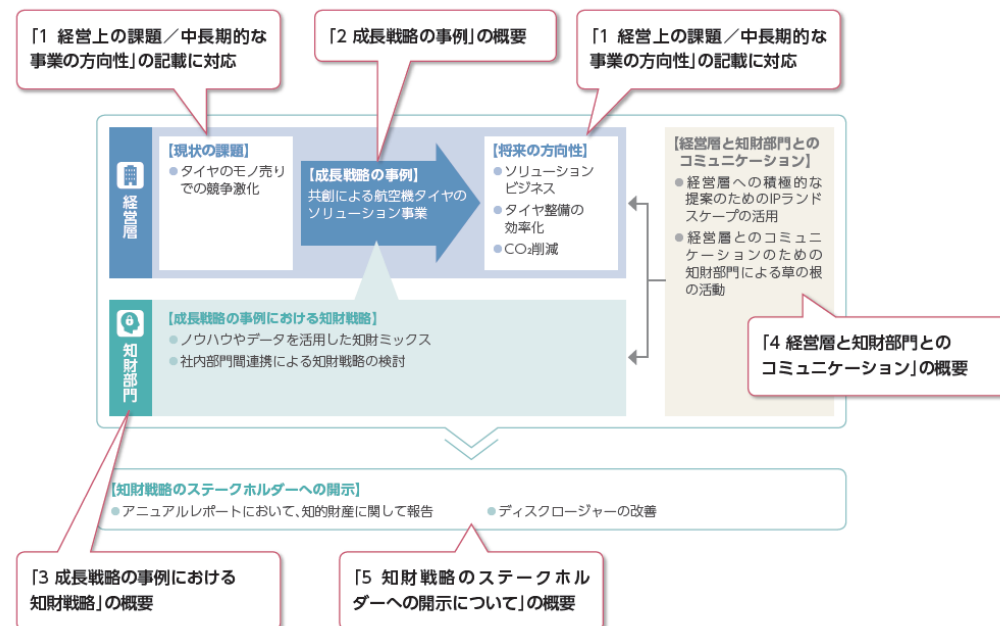
- 2022年5月公開の知財・無形資産を活用した経営戦略により企業価値向上に取り組んだ企業をまとめた事例集。
- 主要なターゲットは、経営層、知財部門、経営企画部門、IR部門、広報部門。

事例集の特徴

- ① 知財部門と経営層とのコミュニケーション、投資家などのステークホルダーに対する知財情報の開示の内容にフォーカス。
- ② 国内企業20社の取組を5つの項目に整理し、各事例には5つの項目をまとめた事例の全体像を示す概念図（下図）を一部の事例を除いて掲載。
- ③ 巻頭には掲載事例全体の内容を整理したエグゼクティブサマリーを設け、一読することで目的に応じて事例を探索することが可能。



企業価値向上に資する知的財産活用事例集
～無形資産を活用した経営戦略の実践に向けて～
✓ 2022年5月電子版公開（冊子版は6月刊行）



https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai_senryaku_2022.html

新事業創造に資する知財戦略事例集

- 2021年4月公開の共創（Co-creation）による新事業創造と知財戦略の連携に関する事例集。
- 主要なターゲットは、経営層、新事業創造部門、事業部門（特に事業創造関係者）、知財部門。

事例集の特徴

- ① Co-creationによる事業創造の全体像を俯瞰し、経営層・新事業開発・知財の各立場における「**悩み**や**課題**」にフォーカス。
- ② 新事業創造における知財戦略実践への「アプローチ」及び「環境整備」と、事業創造プロセスにおける「知財戦略の実践」の2章立て。
- ③ 国内外12社の多様な取組を事例としてコンパクトに掲載（1事例当たりA4版1ページ）。
- ④ 事例が探しやすいように、読者別の索引に加え、部門や立場にありがちな“よくある悩み”別の索引も用意。



創造に資する知財戦略事例集
～「共創の知新事業財戦略」実践に向けた取り組みと課題～
✓ 2021年4月電子版公開（冊子版は6月下旬刊行）

https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai_senryaku_2021.html



経営戦略と知財戦略との事例集

- 経営課題を解決するための具体的な知財戦略をまとめた事例集。
- ターゲットは、経営層（知財担当役員、経営企画担当役員）、知財部長、知財戦略担当者。

事例集（左）の特徴

- ① 海外企業6社、国内企業17社の全事例を社名入りで掲載。
- ② 各社の知財戦略の詳細を掲載（1事例当たりA5版6～10ページ程度）。
- ③ 事例ページに写真や説明図を多数掲載し、読みやすさを重視。
- ④ 各事例を経営戦略視点（経営課題別）と知財戦略視点（知財活動別）から見て分類し、読者の利用シーンに応じた事例検索を容易に。



【実践事例集】
2020年6月発行
各社の知財戦略の詳細を掲載
（1事例当たりA5版6～10ページ）



https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai_senryaku_2020.html

https://www.jpo.go.jp/support/example/keiei_senryaku_2019.html



【知財戦略事例集】
2019年6月発行
各社の知財戦略の概要を掲載
（1事例当たりA4版1ページ）



ありがとうございました

特許庁

